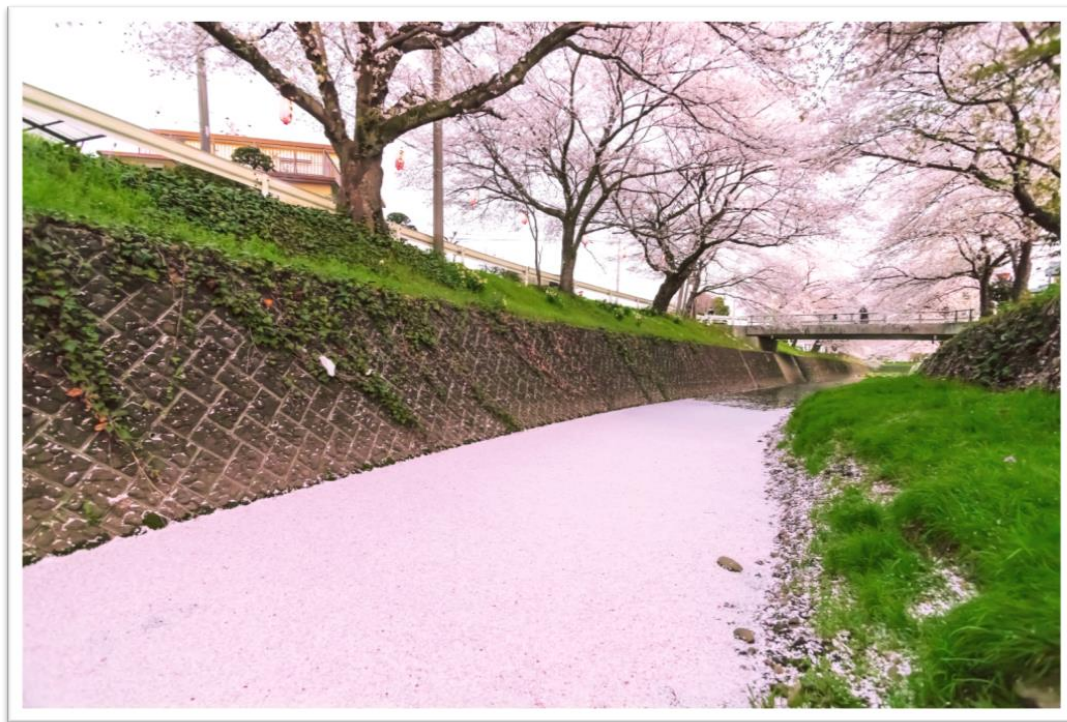


所沢市の環境

令和2年度版



所 沢 市

表紙の写真は「令和元年度 マチエコフォトコンテスト」応募作品です。

はじめに

所沢市は平成26年、東日本大震災を契機に、“幸せの物差し”を見つめ直し、ライフスタイルの転換にも言及した『マチごとエコタウン所沢構想』を発表しました。そして平成31年、その『マチエコ構想』の思いを継承・進化させ、『第2期所沢市環境基本計画』と統合した『所沢市マチごとエコタウン推進計画』を策定しました。

この「所沢市の環境」は、同計画を基に進めている環境施策の実施状況（令和元年度）を取りまとめた報告書です。

計画ではさらに、前期5年間で重点的に取り組む柱として、「低炭素」「みどり・生物多様性」「資源循環」「協働・学習」の4つのプロジェクトを『重点計画』として別冊でまとめています。

令和元年度は、環境にやさしい電力の普及推進、まちなかみどりの保全拡大、プラスチックごみ削減など、「持続可能なエコタウン」を目指し、積極的に行ってきました。

本書が、市民や事業者の皆様をはじめ多くの方々に、本市の環境について関心と理解を深めていただくための一助となれば幸いです。



所沢市長 藤本 正人

第1章	総説	
第1節	市の概要	3
第2節	所沢市マチごとエコタウン推進計画の概要	4
第2章	重点実施計画に係る現状と施策の実施状況	
第1節	低炭素プロジェクト	11
第2節	みどり・生物多様性プロジェクト	13
第3節	資源循環プロジェクト	15
第4節	協働・学習プロジェクト	17
第3章	環境の現況と施策の実施状況	
第1節	低炭素社会の構築	
	環境指標の達成状況	
1-1	地球温暖化緩和策の推進	21
1-2	エネルギー使用に伴う環境負荷の低減	22
1-3	気候変動の影響と適応	23
第2節	みどり・生物多様性の保全	
	環境指標の達成状況	
2-1	生物多様性への理解の推進	25
2-2	人と自然との絆の強化	26
2-3	みどりの保全	28
第3節	循環型社会の形成	
	環境指標の達成状況	
3-1	『もったいない』社会の形成	29
3-2	ごみ処理の低炭素化の推進	31
3-3	ごみの適正な処理の推進	31
第4節	大気・水環境等の保全	
	環境指標の達成状況	
4-1	大気環境の保全	32
4-2	水環境の保全	33
4-3	土壌・地盤環境の保全	34
4-4	生活環境対策の推進	34
4-5	化学物質の環境リスクの管理	35
第5節	魅力的な都市環境の創造	
	環境指標の達成状況	
5-1	美しいまちづくりの推進	36
5-2	安全・安心なまちづくりの推進	37
第6節	ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり	
	環境指標の達成状況	
6-1	環境づくり・人づくりの推進	40
6-2	環境情報の整備と共有化の推進	42
第4章	地球温暖化対策実行計画の実施状況	43
参考資料		
	主な環境関連条例一覧	60
	所沢市環境基本条例	61
	環境関連用語の解説	63
	目標指標一覧	69

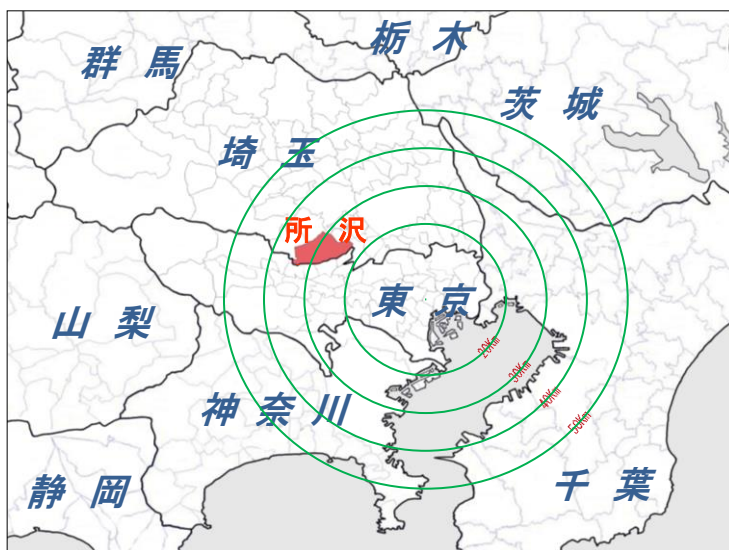
第1章 総説

第1節 市の概要

第2節 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期環境基本計画）の概要

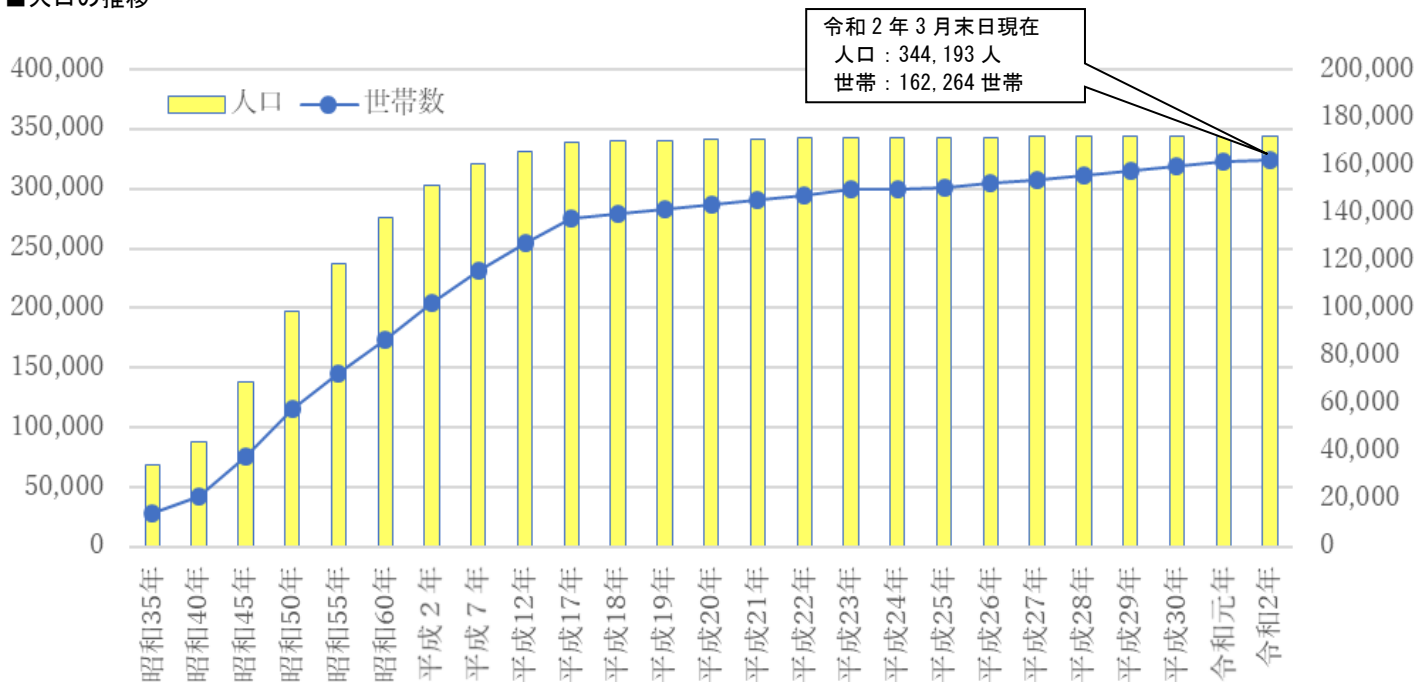
1 地勢

市域 : 東西約 15.1 km・南北約 8.9 km、周囲 57km、面積 72.11 km²
 平均標高: 約 73.7m (最高標高:175.1m (狭山湖畔西側)、最低標高: 12.0m (柳瀬川最下流))
 主な河川: 柳瀬川、東川、不老川、砂川堀



2 人口

■人口の推移



3 土地利用

■地目別土地利用の状況 (令和2年1月1日現在の面積割合)

田・畑 23.7%	宅地 35.3%	山林 6.2%	雑種地 10%	その他 24.8%
--------------	-------------	------------	------------	--------------

(資料: 資産税課)

1 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）とは

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、2014年（平成26年）3月に策定された「マチごとエコタウン所沢構想」の趣旨・理念等を引き継ぐとともに、環境基本条例第9条第1項に基づく、環境保全に関する総合的な計画「環境基本計画」と統合した計画です。

当計画は、「“人と人”、“人と自然”との絆」を大切にする「エコタウン」を築いていくという方針を明確にしている点、国際的な協働により取り組んでいくSDGsの考え方を取り入れ、施策との関係を示している点が特徴となっています。

(1) 計画の期間と対象

●計画の期間

2019年度から2028年度の10年間を計画期間とします。

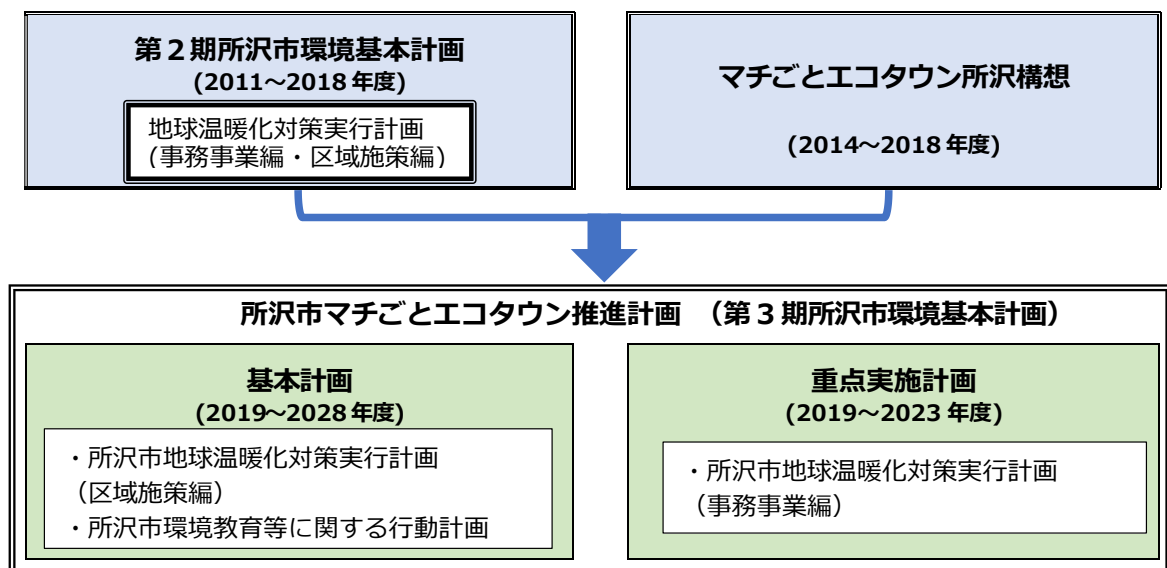
●対象

本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境及び都市環境の4つとします。

分野	内容
地球環境	地球温暖化、酸性雨、森林の減少、資源・エネルギー等
自然環境	みどり、野生生物、地形・地質等
生活環境	大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、廃棄物処理等
都市環境	景観、美観、利用者にやさしい公共施設、公園、文化財、交通等

(2) 計画の構成

所沢市環境基本計画とマチごとエコタウン所沢構想の統合により、計画内容がより多岐にわたるため、基本理念や将来像などの基本的事項や中長期的な方針をまとめた基本計画と、特に重点的に実施する施策について、「リーディング・プロジェクト」としてまとめた重点実施計画に分冊化しています。なお、「所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は基本計画にて、「所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は重点実施計画にて取り扱います。また、今期より新たに、「所沢市環境教育等に関する行動計画」を策定し、基本計画に内包しています。



(3) 計画の基本理念

1 持続可能な環境づくり

未来の世代に「ふるさと所沢」の環境を残していくために、エネルギー、みどり、資源などを大切にしていけます。

2 共生を実現する環境づくり

所沢市は、“人と人”、“人と自然”との絆を大切にできる環境を目指します。

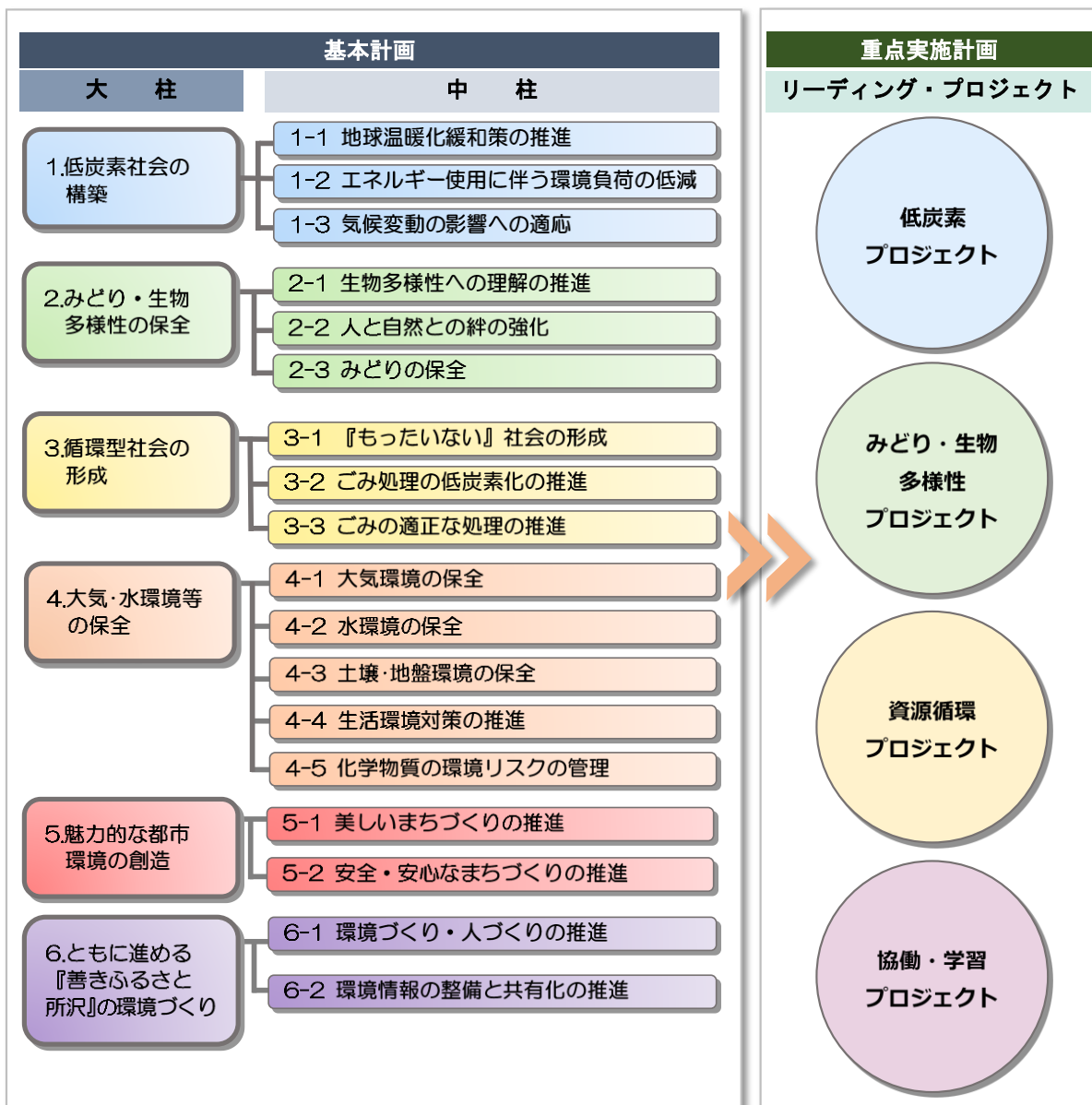
3 市民協働による環境づくり

市民一人ひとりが地球や地域の環境を守ることを自覚し、力を合わせて「ふるさと所沢」の環境づくりを推進していきます。

(4) 計画の将来像

“人と人”、“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ エコタウン所沢

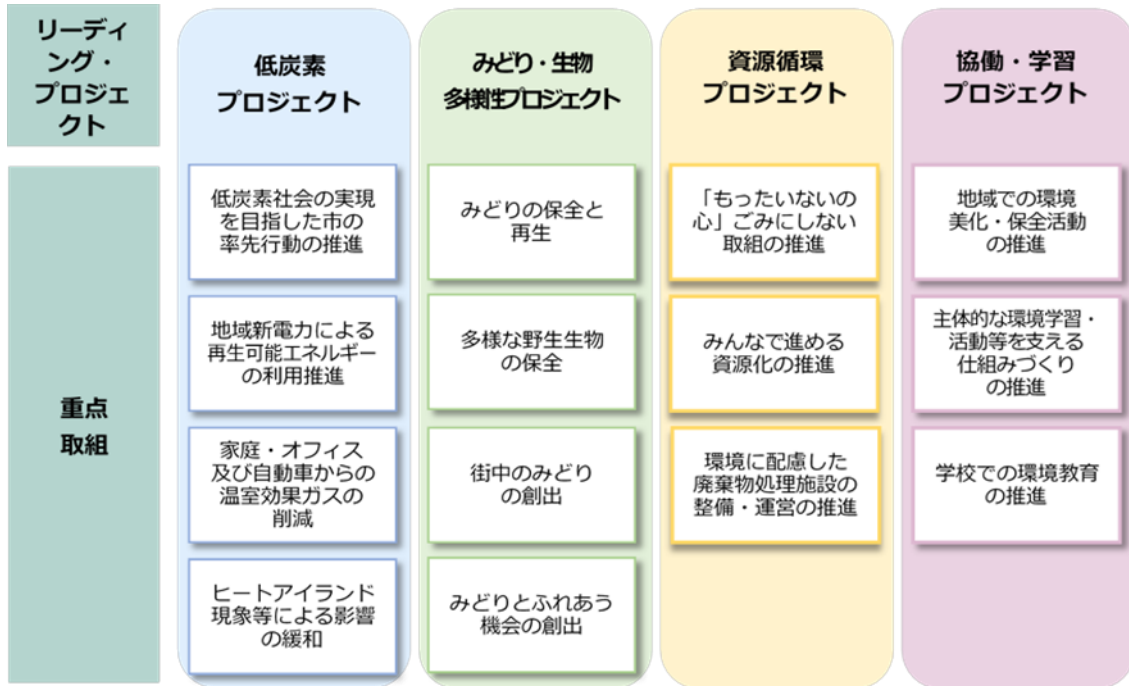
(5) 施策の展開



2 重点実施計画とその構成

「所沢市マチごとエコタウン推進計画 重点実施計画」は、基本計画で示す施策のうち、2019年度から2023年度までの5年間で重点的に実施すべき取組をまとめた計画です。（P.4参照）

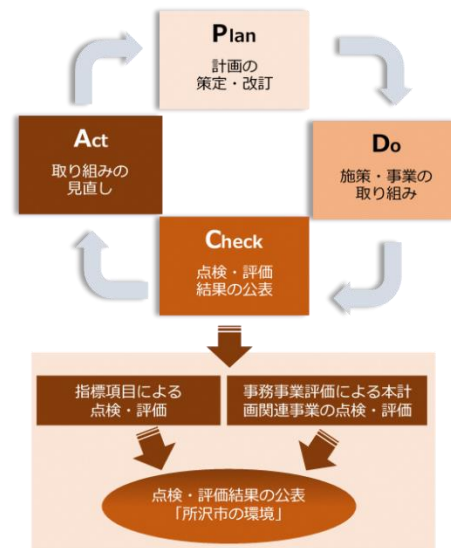
当計画におけるリーディング・プロジェクトは、先導性、即効性、実現性、継続性、波及性の視点から施策を選定し、まとめたもので、低炭素、みどり・生物多様性、資源循環、協働・学習の4つの分野で設定されています。これらのプロジェクトは複数の重点取組から構成されており、それぞれを着実に実施していくことで、市域の環境課題が解決に向けて大きく前進することが期待されるとともに、他の施策にも良い影響を与えることが予想されます。



3 進行管理・推進体制

計画を円滑かつ効率的に推進するため、全庁的な推進体制を整備するとともに、市民や事業者による自主的な環境配慮行動の実践等の協働により推進していきます。

計画推進のための効果的な進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す、PDCAサイクルによって毎年、活動を評価し、進行管理を行う中で、環境報告書（所沢市の環境）を公表し、市民や事業者の皆さんからのご意見やご提案をもとに施策や事業を見直し、改善を図りながら取組を進めていきます。



4 地球温暖化対策実行計画

市域における温室効果ガス排出量削減に取り組む「区域施策編」は基本計画に、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組む「事務事業編」は重点実施計画に、それぞれ内包されており、目標を設定し、地球温暖化対策を推進しています。

（1）区域施策編

短期目標

2013年度（基準年）157.0万トン-CO₂

▼22.9% 削減

2028年度 121.0万トン-CO₂

長期目標

2013年度（基準年）：157.0万トン-CO₂

▼80% 削減

2050年度：31.4万トン-CO₂

●目標達成に向けた主な取組

〈緩和策：温室効果ガスの排出量を削減すること〉

産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門における排出量の削減等

〈適応策：温暖化の影響を最小化すること〉

農業、水環境・水資源、自然災害、健康、市民生活・都市生活における気候変動の影響への適応等

（2）事務事業編

削減目標	
2028年度までに2013年度比で 35.3% 削減	
2013年度現状	2028年度目標
市の事務事業における温室効果ガス排出量 約 3.2 万トン-CO ₂	約 2.1 万トン-CO ₂

●削減に向けた主な取組

1 建築物の建築、施設・設備の管理	5 廃棄物の削減・リサイクルの推進
2 廃棄物の削減・リサイクルの推進	6 公用車使用における環境負荷の低減
3 環境負荷の少ない製品・電力の調達	7 庁内推進体制の強化
4 資源の有効利用の推進	8 その他

5 所沢市環境教育等に関する行動計画

本市における環境教育・環境学習・環境保全活動については、「環境教育等による環境保全のための促進に関する法律」に基づき、「環境教育等に関する行動計画」を基本計画に内包して策定しています。当行動計画では、持続可能な社会の実現のために、子どもから大人まで一人ひとりが知識の習得に努めるとともに、環境保全に主体的に関わることができるようになるための施策を整理しています。

（1）計画の目的

持続可能な社会を構築するために、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について推進します。

（2）計画の期間

2019年度～2028年度

第2章 重点実施計画に係る 環境の現状と施策の実施状況

※ 本章における各施策の実施状況は、令和2年3月31日現在の実績を記載しています。

第1節 低炭素プロジェクト

第2節 みどり・生物多様性プロジェクト

第3節 資源循環プロジェクト

第4節 協働・学習プロジェクト

【指標項目における目標達成（達成状況を○とする場合）の判定基準】

- (1) 目標値を定めている指標
実績値が年次目標に達している場合

- (2) 基準値以上としている指標
実績値が基準値を超えている場合

第1節 低炭素プロジェクト

概要

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、このまま温室効果ガスが排出され続けると、さらに地球温暖化が進行し、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が示唆されています。

本プロジェクトでは、温室効果ガスを削減するために、「低炭素社会の実現を目指した市の率先行動の推進」「地域新電力による再生可能エネルギーの利用推進」「家庭・オフィスおよび自動車からの温室効果ガスの削減」「ヒートアイランド現象等による影響の緩和」を柱として重点的に取り組みます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついてる指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
◎市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率	%	増加	0 (2013年)	20.2	21.9	23.6	25.3	26.9
				67.40				
				○				
㈱ところざわ未来電力の市域への電力供給規模	kW	増加	0	28,000	33,000	38,000	43,000	43,000
				19,113				
				×				
低炭素住宅の認定件数	件	増加	29	42	54	66	78	90
				23				
				×				
市内の熱中症による救急搬送者数	人	減少	130	125	120	115	110	105
				225				
				×				

【現状及び課題】

◆代表目標指標については、目標値を大きく上回り達成

代表目標指標の「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率」は削減目標の20.2%に対し、67.40%（+47.2ポイント）と大きく上回りました。これは、㈱ところざわ未来電力を利用したことにより、大きな削減効果が表れたものです。一方、他の目標指標については、すべて未達成となりました。「㈱ところざわ未来電力の市域への電力供給規模」については、小売電気事業者による価格競争の激化が主な要因ですが、国や市のゼロカーボンシティ宣言の方針のもとに、環境負荷の少ない電力の必要性を理解いただきながら進めていきます。「低炭素住宅の認定件数」については、割高なイニシャルコストの影響や、低炭素住宅自体の認知度不足もあり、未達成となりました。引き続き補助制度による支援を継続するとともに、2021年4月から改正建築物省エネ法の施行により、建築主への省エネ性能の説明義務が追加されることから、そのメリットを活かして周知啓発に努めます。「救急搬送者数」については、様々な温暖化対策や、熱中症対策の周知啓発を進めていますが、昨年度は猛暑であったこともあり、未達成となりました。今後は、搬送者の特性を分析し、効果的な周知啓発に努めます。

主な施策の実施状況

(1) 低炭素社会の実現を目指した市の率先行動の推進

消費する電力を100%再生可能エネルギーで賄う「RE100」の理念に賛同し、「所沢版 RE100」の取組として、毎月25日を「RE100の日」とし、対象施設の使用電力を全て再生可能エネルギー由来とすることで再エネの普及啓発を図っています。具体的には、電力受給契約を締結している「㈱ところざわ未来電力」の再エネ比率は約50%となっていますので、残りの50%を、国のJクレジット制度を活用した環境価値の取引により、再エネ100%にしています。

対象施設：市役所本庁舎・上下水道局庁舎・市民医療センター

(2) 地域新電力による再生可能エネルギーの利用推進

地域新電力会社である㈱ところざわ未来電力を通じて、公共施設106施設(171,771kW)、市内民間事業者19施設(1,689kW)に対して、市内の再エネ電源等を活用した環境にやさしい電力(環境負荷の少ない電力)を供給することで、再エネの普及・利用推進を図っています。

(3) 家庭・オフィス及び自動車からの温室効果ガスの削減

令和元年度より、住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入のほか、断熱改修などのエコリフォームを補助対象に加えた「スマートハウス化推進補助金制度」を創設し、既存住宅のスマートハウス化を推進しています。令和元年度は家庭用として594件、事業者用として2件、自治会・管理組合用として12件交付しました。これにより約244tの二酸化炭素削減効果がありました。

(4) ヒートアイランド現象等による影響の緩和

自然の力を効果的に取り入れ、夏を涼しく過ごすことを目的に、市が管理する216の公共施設において「トコエコ・グリーンキャンペーン」を実施しました。(実施期間：7月1日～9月30日)

各施設において、みどりのカーテンや『涼』を感じる装飾などに取り組みました。



■メガソーラー所沢(とことこソーラー北野)



■RE100ポスター

第2節 みどり・生物多様性プロジェクト

概要

狭山丘陵をはじめ市街地を取り囲むように広がっている豊かなみどりは、多様な生物が生息しており、私たちは共存していく必要があります。一方、街中のみどりは、まちを彩りやすらぎのある景観をつくりあげるとともに、気温低減効果などの働きもあり、私たちの生活に欠かせない存在です。

本プロジェクトは、みどり・生物多様性を保全するために、「みどりの保全と再生」「多様な野生生物の保全」「街中のみどりの創出」「みどりとふれあう機会の創出」を柱として重点的に取り組みます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついてる指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
◎新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0
				85.5				
				○				
保全管理計画が策定された緑地の数	箇所	増加	2	3	3	4	4	5
				4				
				○				
市街化区域内に新たに指定した地域制緑地の累計面積	ha	増加	0	↗	↗	↗	↗	0.5
				0.68				
				○				
みどりとふれあうイベントの参加者数	人	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
				1,855				
				×				

【現状及び課題】

◆代表目標指標を達成し、他の目標指標についても概ね達成

代表目標指標の「新たなみどりの確保量」は、里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定等により達成することができました。また、「保全管理計画が策定された緑地の数」や「市街化区域内に新たに指定した地域制緑地の累計面積」も順調に推移しています。「みどりとふれあうイベントの参加数」については、基準値よりは増加しているものの、当日の天候が雨予報だったこともあり、目標達成に至りませんでした。令和2年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しいことが見込まれますが、引き続き感染対策を講じつつ、市民と協働しながら目標達成に努めていきます。

主な施策の実施状況

(1) みどりの保全と再生

市内に残る貴重な緑地を保全するため、地権者等の協力を得ながら、里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定を行っています。令和元年度の指定面積は30.41haです。

(2) 多様な野生生物の保全

生物多様性ところざわ戦略策定に係る基礎調査として、市内各所において指標動植物調査を実施するとともに、過去50年にわたる文献調査を収集整理し、野生生物の生息・生育状況を把握しました。

また、第40回所沢市民フェスティバルにて啓発イベントを実施しました。

(3) 街中のみどりの創出

「所沢市まちなかみどり保全地区設置要綱」に基づき、上安松、青葉台、向陽町、久米の4か所で、「まちなかみどり保全地区」を指定しました。また、市街地の緑化を推進すべく、緑化の推進活動に関する基礎知識取得を目的とした緑化講座を開催し、一般市民及びみどりのパートナー登録団体の構成員が26名受講しました。

(4) みどりとふれあう機会の創出

ウォーキングイベント「所沢のみどりのふれあいウォーク」を実施し、狭山丘陵の新緑体験を行うとともに、庁舎市民ホールで展示会を開催し、雑木林を再現した樹木展示を中心に自然の魅力をアピールしました。また、市民や企業へゴーヤ・アサガオの種子と手引きを配布し、植物とふれあうきっかけを提供しました。さらに、公共施設でチューリップ球根を植えつけることで、来訪者の目を楽しませ、みどりに親しむ機会を提供しました。



■市民フェスティバルでの様子



■みどりのパートナーによる保全活動（かいぼり）

第3節 資源循環プロジェクト

概要

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は、健全な物質循環を阻害し環境に大きな負荷を与えるとともに、排出されたごみの処理においては種々の環境問題が発生してきました。

本プロジェクトは、循環型社会の形成のために、「もったいないの心」ごみにしない取組の推進「みんなが進める資源化の推進」「環境に配慮した廃棄物処理施設の整備・運営の推進」を柱として重点的に取り組めます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついてる指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
◎市民1人当たりのごみ排出量	g / 人・日	減少	580.0	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6
				583.1				
				×				
焼却処理率	%	減少	77.2	75.0	74.5	74.0	73.5	73.0
				77.6				
				×				
ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100
				91.9				
				○				

【現状及び課題】

◆「ごみ焼却発電による電気使用量賄率」は達成できたが、代表目標指標は未達成

リサイクル総量が前年度比で 659t/年増加しているものの、消費増税による駆け込み需要や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛による影響等の複合的要因により、総ごみ量が前年度比で 1,010t/年増加したことで、代表目標指標の「市民1人当たりのごみ排出量」は目標の 578.5g に対して、4.6g 及ばず、未達成となりました。「市民1人当たりのごみ排出量」「焼却処理率」の未達成から、雑がみの資源化や食品ロス削減・生ごみ減量等に推進の余地が残されています。更なる資源化に向けや食品ロス削減等、事業者との連携をさらに進めて目標達成に努めます。

主な施策の実施状況

(1) 「もったいないの心」ごみにしない取組の推進

市内で食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる店舗を「食品ロスゼロのまち協力店」として登録し、飲食店から排出される食品ロスの削減のほか、ポスターやPOPの掲示にご協力いただくことで、飲食店・利用客双方の食品ロス削減意識の醸成に努めています。(令和元年度末 登録数：242店舗)

また、市庁舎やまちづくりセンター等にウォーターサーバーを設置し、プラスチックごみの削減に取り組みました。

(2) みんなで進める資源化の推進

ごみ減量及び循環型社会形成に向け、3R(Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用)啓発として、リサイクルふれあい館では、3Rに関するイベント、館内表示、施設見学の受入れ、講習会などを実施しています。また若年層をターゲットとした家庭用ごみ分別アプリ「わけてこっ！」も配信しています。

(3) 環境に配慮した廃棄物処理施設の整備・運営の推進

東部クリーンセンターでは、令和元年9月に灰溶融炉の廃止に伴い、所内使用電力量が大きく低減しました。また、1号炉延命化工事により発電量が増加し、所内自家発電で賄える事業所内の電力の割合が増加し、エネルギー起源のCO₂の排出量が減少しました。(令和元年度発電量：約16,736MWh)

また、「自区内処理の原則」に基づき、市内に新たな最終処分場として整備する(仮称)第2一般廃棄物最終処分場については、周辺環境と調和し、安心・安全な施設となるよう配慮して計画・整備を進めております。



■食品ロスゼロのまち協力店 ステッカー



■ごみ分別アプリ「わけてこっ！」(ホーム画面)

第4節 協働・学習プロジェクト

概要

本市の環境政策を推進する上では多くの方の協力が必要です。子どもから大人までいろいろな立場の市民一人ひとりが、地球や地域の環境を守ることを自覚し、自主的に環境保全のための行動が出来るようになれば大きな推進力となります。

本プロジェクトは、様々な年齢層、立場の方が主体的に環境学習や環境保全活動に関われるよう、「地域の環境美化・保全活動の推進」「主体的な環境学習・活動等を支える仕組みづくりの推進」「学校での環境教育の推進」を柱として重点的に取り組みます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついている指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
環境推進員が関わる活動に対する総参加者数	人	増加	56,000	56,560	57,120	57,680	58,240	58,800
				54,627				
				×				
◎環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上				
				169,236				
				○				
市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点	点	増加	23	基準値以上				
				23.0				
				○				

【現状及び課題】

◆代表目標指標を達成し、他の目標指標についても概ね達成

代表目標指標の「環境学習関連事業の参加者数」は、環境意識の高まりや、つばき児童館のエコプロジェクト等、各施設で環境を学べる事業が増えたことで、基準値を大きく上回り達成することができました。また、市内小中学校での環境に関する取組が定着したことで、「市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点」が基準値以上となり、達成することができました。引き続き、子どもたちが主体的に環境配慮行動をとれるよう啓発し、環境教育の浸透に努めます。一方「環境推進員が関わる活動に対する総参加者数」は未達成だったため、さらに環境推進員の活動を周知するなど、目標達成に努めていきます。

主な施策の実施状況

(1) 地域の環境美化・保全活動の推進

所沢市自治連合会・所沢市環境推進員連絡協議会・所沢市の3団体の主催で「環境美化の日」を春と秋の2回実施しました。道路、公園、水路等にポイ捨て、放置されたごみを回収するなどの清掃活動を実施し、地域の環境美化を推進しています。このほか、不法投棄の未然防止やごみの減量及びリサイクルの推進等の活動もしています。

春の環境美化の日：参加者 25,750 人/回収したごみの総合計 36.81 t

秋の環境美化の日：参加者 22,008 人/回収したごみの総合計 32.97 t

(2) 主体的な環境学習・活動等を支える仕組みづくりの推進

出前講座のメニューに新たにプラスチックごみ削減タスクフォースによる内容を加え、環境クリーン部全体で23回の出前講座を実施し、環境配慮行動への啓発を行いました。

また、管理職向けの庁内研修として、先進自治体である小田原市から講師を招き、SDGsに係る庁内研修「Think MIRAI 小田原から未来を考える」を実施しました。74名の参加者はSDGsカードゲームを通して各部の業務を推進することがSDGsのゴールにつながっていることを再認識することができました。

(3) 学校での環境教育の推進

市内小中学校の児童・生徒による環境活動に対する意識向上を図ることを目的に“地球にやさしい学校大賞”の表彰を行っています。

令和元年度は表彰に加え、主体的に環境問題について考える機会の創出と環境学習の充実、環境行動の実践につなげるため、受賞校の児童・生徒を集め、環境の取組について話し合う“こどもサミット”を開催しました。3つのグループに分かれて話し合いを行い、各グループでスローガンを作成しました。

[令和元年受賞校]

市長賞 : 若松小学校 小手指中学校

教育長賞 : 宮前小学校 狭山ヶ丘中学校

努力賞 : 北秋津小学校 中央中学校

入選 : 明峰小学校 中央小学校 牛沼小学校 北野中学校 富岡中学校

[スローガン]

もったいない精神を大切に みんなで協力して地球を救おう！

自然の大切さ～伝えよう これからの地球のために～

広めよう！！ 環境を守る ゴミ拾い



■こどもサミット



■環境美化の日

第3章 所沢市マチごとエコタウン推進計画 に係る環境の現況と施策の実施状況

※ 本章における各施策の実施状況は、令和2年3月31日現在の実績を記載しています。

第1節 低炭素社会の構築

第2節 みどり・生物多様性の保全

第3節 循環型社会の形成

第4節 大気・水環境等の保全

第5節 魅力的な都市環境の創造

第6節 とともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

【指標項目における目標達成（達成状況を○とする場合）の判定基準】

（１）目標値を定めている指標

実績値が年次目標に達している場合

（２）基準値以上（以下）としている指標

実績値が基準値を超えている（下回っている）場合

第1節 低炭素社会の構築

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
市域における温室効果ガス排出量の削減率	%	増加	0 (2013年)	7.6	9.3	11.0	12.7	14.4	22.9
				15.1					
				0					
再生可能エネルギー設備の総出力	MW	増加	35.3	37.7	38.9	40.1	41.3	42.5	48.5
				37.4					
				×					

【現状及び課題】

◆3部門において温室効果ガスの排出量が減少し、市域の温室効果ガス排出量の削減率目標を達成

運輸部門、産業部門、民生家庭部門の3部門において温室効果ガスの排出量が減少し、「市域における温室効果ガス排出量の削減率」を達成しました。本計画では、2013年度を基準に2028年度までに22.9%削減することを短期目標としているため、順調に推移しているといえます。引き続き、市域の温室効果ガス排出量の削減に努めます。一方「再生可能エネルギー設備の総出力」については、固定価格買取制度（FIT）の買取価格下落等により、太陽光発電設置件数の伸びが鈍化したことで、目標に対して0.3MW足りず未達成となりました。今後はさらに再エネ重要性や必要性を伝え、再生可能エネルギー設備の導入を促進していきます。

主な施策の実施状況

1-1 地球温暖化緩和策の推進

1-1-1 温室効果ガスの排出削減

○環境にやさしい自動車の普及推進

交通分野でのCO₂排出削減及び水素社会の実現に向けて民間事業者へ市有地を貸し出し、11月1日に市内初（県内9施設目）となる水素ステーションが開所されました。



■水素ステーション

○スマートハウス化推進補助金の交付

※P12 第2章 第1節 低炭素プロジェクト参照

○公共交通機関の利用推進

利便性及び安全性を向上させるために作成した「交通バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障害者をはじめとした全ての人が利用する公共機関に関する特定事業の進捗状況を管理し、市のHPで情報提供を行っています。

○輸送に伴うエネルギー消費の抑制

近場で生産された商品を消費することは、輸送に伴うエネルギー消費の削減につながります。農産物直売所ガイドマップやレシピの作成、農産物直売「とことこ市」の開催支援等の取組により、市内で生産された安全・

第1節 低炭素社会の構築

安心な農産物のPR及びイメージアップを図り、消費を拡大させることで地産地消を推進しています。

また、親子収穫体験を実施し、農産物にふれていただくことで、地元農産物のファン獲得を図りました。

○所沢市民文化センター ミューズの省エネ化

各ホールの耐震化、施設のバリアフリー化等を行うことと合わせて、各ホールの照明のLED化や、ビル用マルチエアコン室外機にハイグレードタイプを採用したほか、設備機器に省エネ型高効率機器を採用するなど省エネ化を図りました。



■LED化した大ホール

1-1-2 温室効果ガスの吸収源対策の推進

○樹林地保全による吸収源の確保

市内に残る貴重な緑地を保全するため、地権者等の協力を得ながら、里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定をおこなうことで、温室効果ガスの吸収源を確保しました。

○樹林地を活用する地球にやさしい農業の推進

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会にて、農法の継続のために、落ち葉掃きのボランティアとなる「落ち葉サポーター」の募集を行いました。

1-1-3 計画的な取り組みの推進

○地球温暖化対策実行計画の推進

温暖化対策実行計画（事務事業編）

温暖化対策実行計画（区域施策編）

※P43 第4章 地球温暖化対策実行計画の実施状況 I 事務事業編参照 ・ II 区域施策編参照

1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減

1-2-1 再生可能エネルギーの利用推進

○地域新電力会社「ところざわ未来電力」

※P12 第2章 第1節 低炭素プロジェクト参照

○太陽光発電施設の運営

平成25年度に北野一般廃棄物最終処分場にメガソーラー所沢（とことこソーラー北野）を、平成28年度に松が丘調整池にフロートソーラー所沢をそれぞれ設置し、市域の再生可能エネルギー創出に寄与しています。また売電益は基金として積み立て、再エネ機器導入の補助制度などの原資にすることで市域に還元しています。

[令和元年度発電量]

メガソーラー所沢：約1,228MWh（一般家庭280世帯分/年）

フロートソーラー：約483MWh（一般家庭110世帯分/年）



■メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）



■フロートソーラー

第1節 低炭素社会の構築

1-2-2 省エネルギーの推進

○キャンドルナイトイベントの開催

国の「COOL CHOICE (=賢い選択)」に賛同し、省エネや環境配慮行動を啓発するため、会場を消灯し、キャンドルの点灯や啓発展示等(別会場で打ち水)を行うイベントを実施しました。

同時開催した出張ちょいバルでは、出店した全9店舗において、地産食材を使用するとともに使い捨てプラスチックの使用抑制やプラスチックごみ削減に取り組み、環境へ配慮しました。(来場者:約1,400名)

1-3 気候変動の影響への適応

1-3-1 気候変動の影響への適応

○国際都市間協力プロジェクトへの参加

欧州連合(EU)が実施する国際都市間協力事業であり、EU以外の都市とEUの都市がペアを組み相互訪問や会議・セミナー等を通じて、取組分野における課題解決のための成功事例等を学び合い、効果的な施策につなげるものです。

令和元年度は本市の連携パートナーであるブラチスラバ市(スロバキア共和国)を招待し、共同で気候変動の影響への適応を含めたLAP(ローカルアクションプラン)を作成し、ブリュッセルで行われた全体会議で発表しました。



■ブリュッセルでの会議の様子

○治水対策

集中豪雨や台風等に備え、南永井地内の唐沢堀調節池を掘り下げて容量を増やすための実施設計を行うとともに、唐沢堀の改修と水路損傷部の修繕、調節池の掘り下げ工事を実施しました。

○雨水対策

内水ハザードマップの浸水被害地区から重点的に雨水枡(120か所)、雨水マンホール(2か所)の浸透化を行い、雨水の流出抑制に努めています。

また、浸水被害の軽減を図るため、雨水管布設工事(1件)と雨水浸透井築造工事(2か所)を行いました。

○熱中症予防対策

広報、市のホームページ、防災行政無線、ところざわほっとメール、コミュニティビジョン等で市民への熱中症予防行動の周知を実施しました。また、熱中症予防啓発リーフレット、うちわ等の啓発資材の配布・配架や、民生委員を通じた高齢者への声掛け等も行っています。

[令和元年度実績]

防災行政無線発信回数:12回 ところざわほっとメール配信回数:28回

[配架先]

老人福祉センター、まちづくりセンター、保健センター等の公共施設、地域包括支援センター

第1節 低炭素社会の構築

その他、環境省関東地方環境事務所より講師を招き、気候変動への適応をテーマとした研修「気候変動適応法と基礎自治体の役割～所沢市はどういう未来を描くのか～」を実施しました。（出席者：全所属より180名）



■研修の様子

第2節 みどり・生物多様性の保全

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
みどりのパートナーの登録者数	人	増加	1,368	1,395	1,400	1,405	1,410	1,415	1,440
				1,410					
				○					

※「みどりとふれあうイベントの参加者数」「新たなみどりの確保量」は、P13 第2章 第2節 みどり・生物多様性プロジェクト参照

【現状及び課題】

◆市民と協働したみどりの保全が進み、「みどりのパートナーの登録者数」の目標を達成

「みどりのパートナーの登録者数」は順調に増加しています。今後も引き続き、補助金の交付や育成講座を開催することで活動を支援し、市民と協働で行うみどりの保全を推進していきます。

主な施策の実施状況

2-1 生物多様性への理解の推進

2-1-1 多様な主体による教育・学習・体験の充実

○みどりのパートナー活動推進事業

ふるさと所沢の緑を守り育てる条例に基づき、みどりの保全及び緑化の推進に関して、自発的かつ実践的な活動を行う個人又は団体をみどりのパートナーとして登録しています。

活動内容に応じて補助金を交付する等の支援を実施することで、みどりのパートナーによる様々な活動を促進しています。

[登録者数（令和2年3月31日現在）：1,410人]

	緑化の推進活動	みどりの保全活動
団体登録者	30団体（561人）	24団体（834人）
個人登録者	4人	11人

令和元年度みどりのパートナーによる地域緑化創出面積：2,905㎡

令和元年度みどりのパートナーによる保全活動面積：196,300㎡

○ふるさとのみどり啓発事業

本市の豊かなみどりへの理解と意識の向上を図る為、ふるさとのみどりを多くの方に知っていただくとともに、保全活動や街中緑化の推進活動を促すきっかけづくりとして啓発事業を実施しました。

みどりのふれあいウォーク

新緑や狭山丘陵の自然を体感していただき、みどりに対する意識の向上を図りました。

（参加者数1,855人）

第2節 みどり・生物多様性の保全

みどりのカーテンコンテスト

夏の省エネに有効なみどりのカーテンを作成後、写真を応募していただき、みどりに対する意識の向上を図りました。（応募数33作品）



■みどりのカーテンコンテスト



■みどりのふれあいウォーク

○生物多様性の啓発

※P14 第2章 第2節 みどり・生物多様性プロジェクト参照

2-2 人と自然との絆の強化

2-2-1 みどりを守り育てる活動の推進

○樹林地の保全や緑化活動推進に関する講座の開催

本市のみどりの概況を理解し、多様な野生生物の生息・生育環境に配慮した質の高いみどりを保全するため、適切な維持管理を行うことができる専門家を育成することを目的に、みどりのパートナー育成講座を開催しました。また、緑化の推進活動に関する基礎知識習得を目的とした緑化講座を開催しました。

みどりのパートナー育成講座 開催数：6回 受講者：65人（延べ）

緑化講座 開催数：1回 受講者：26人

○農業後継者や新規就農者確保による農地の維持

農業後継者の農業経営の改善と省力化を推進するため、農業用機械や施設整備の導入費用の一部を補助しました。また新規就農者に対しては、農業経営の早期安定化のため、農業用機械の導入費用の一部や借り受ける農地の賃借料の一部を補助し、支援しました。

○体験農場推進事業

「農のあるまちづくり」を推進するため、市内7か所に体験農場を設置し、貸し出すことで、市民に農作業を体験していただき、農業への理解を深めてもらいました。また、新たに2農場の新設及び既存農場の拡張をするための整備を行いました。

2-2-2 野生生物の保護及び管理の推進

○樹林地の保全による野生生物の保全

市内に残る貴重な緑地を保全するため、三ヶ島二丁目里山保全地域の指定区域の拡大や駒ヶ原特別緑地保全地区、旧鎌倉街道沿里山保全地域等の公有地化により樹林地の保全を図りました。

○環境にやさしい農業の推進

農薬やプラスチック系農業資材の使用量削減を図り、環境負荷を軽減するため、フェロモントラップ、緑肥、生分解性マルチフィルム等の導入費用を助成しました。



■フェロモントラップ

2-2-3 希少な野生生物種の保全

○市内における野生生物の生息・生育状況の把握

生物多様性とところざわ戦略策定に係る基礎調査として、市内各所において指標動植物調査を実施しました。また、過去50年にわたる文献調査を収集整理し、野生生物の生息・生育状況を把握しました。

○ミヤコタナゴの保護

絶滅危惧種で国指定天然記念物のミヤコタナゴを保護し、将来の野生復帰を目指して種の保存の取組を推進するとともに環境学習等の教材として活用しています。

2-2-4 外来種等への対応

○特定外来生物の防除

所沢市では特定外来生物に認定されているアライグマやカミツキガメの防除に努めています。これらの生物は生態系、人の命や身体、農業等に影響を与えるおそれがあるため、特にアライグマについては「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、令和元年度で72頭の防除を行いました。

2-2-5 動物の愛護と適正な管理の強化

○犬の登録・狂犬病予防注射の管理

狂犬病の発生を予防するため、犬の登録と狂犬病予防注射について管理を行っています。

令和元年度登録頭数：15,218頭

狂犬病予防注射頭数：11,023頭

また、狂犬病予防注射接種の促進を図るため、令和元年度は市内42会場で集合狂犬病予防注射を実施し、2,433頭に接種を行いました。

○飼い方教室等の開催

犬については、飼い主のマナー及びモラルの向上を図るため啓発看板の作成や、狭山保健所管内所沢狂犬病予防協会と連携した「犬の飼い方教室」（年2回）の開催を行っています。

令和元年度は、所沢狂犬病予防協会と連携を図り、啓発看板を作製し、420枚配布しました。

令和元年度「犬の飼い方教室」の参加者数、第1回目：11名、第2回：23名

猫については、「所沢市飼い主のいる猫の適正飼養と飼い主のいない猫対策ガイドライン」の周知のため、「飼い主のいない猫対策セミナー」を年1回開催しています。

令和元年度「飼い主のいない猫対策セミナー」参加者数：43名

○さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人動物基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、無料不妊手術チケットを市民ボランティアに配布して不妊去勢をすることにより、野良猫の数を徐々に減らし、野良猫による生活環境へ

第2節 みどり・生物多様性の保全

の被害を軽減するとともに、動物飼養のマナー向上を図ることを目的としています。

令和元年度は、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用して、437件の不妊去勢手術を行いました。

2-3 みどりの保全

2-3-1 貴重なみどりの保全

○所沢市農地サポート事業

農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農業経営規模の縮小意向を持つ農業者が売買・貸借したい農地を、農業経営規模拡大意向を持つ農業者へ取り次ぎ、農地の流動化を図っています。

○所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画策定事業

歩くことを大切にした「人を中心にしたまちづくり」の実現を目指し、主要な河川である砂川掘・東川・柳瀬川とところざわサクラタウン・中心市街地・狭山丘陵をつなぐ散策路を設定し、みどりの回廊をつくります。計画を推進することにより、人々が地域のみどり・歴史・文化に触れ、感じることで、新たな人の流れが生み出され、その相乗効果として地域産業の活性化や文化の広域的な交流、所沢ブランド向上等の原動力になることを目的としています。

令和元年度は、令和2年度の計画策定に向けて準備を進めました。

2-3-2 街中のみどりの創出

○みどりの基本計画推進事業

みどりの基本計画は都市緑地法第4条の規定に基づき定めた本市のみどりに関する総合的な計画であり、平成31年4月に改訂を行いました。

○所沢カルチャーパーク築造事業

所沢カルチャーパークの用地を2筆（5,937㎡）取得しました。



■カルチャーパーク（キャンプサイト）

2-3-3 河川・湿地の保全

○河川・水路維持管理事業（所沢市水辺のサポーター制度）

地域にある河川・水路の環境保全に取り組む活動として、所沢市水辺のサポーターへの登録団体が河川・水路清掃等の美化活動を実施しています。

所沢市水辺のサポーターへの登録団体数：6団体

水路及び調整池の除草面積：49,253㎡

水路及び調整池の清掃延長：7,358m

第3節 循環型社会の形成

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
不法投棄物量	t	減少	26.0	25.2	24.8	24.4	24.0	23.6	21.6
				21.9					
				○					

※「市民1人当たりのごみ排出量」「ごみ焼却発電による電気使用量削減率」は※P15 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

【現状及び課題】

◆相対的な不法投棄防止対策に関する取組の結果を図る「不法投棄物量」の目標を達成

「不法投棄物量」については目標を大きく上回り達成しました。今後も引き続き、不法投棄多発地域の不法投棄防止パトロールを実施し、新たな不法投棄を未然に防ぐよう努めます。

主な施策の実施状況

3-1 『もったいない』社会の形成

3-1-1 リデュース・リユースの推進

○広報におけるプラスチックごみ削減啓発

「広報ところざわ」令和元年6月号にて、プラスチックごみ問題の特集記事を掲載し、プラスチックごみ削減に向けて啓発を図りました。

※令和2年全国広報コンクール（公益社団法人日本広報協会主催）「広報紙・市部」において、初の入選を果たしました。

○食品ロスゼロのまち推進事業

※P16 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照



■「広報ところざわ」令和元年6月号

○もったいないの心の醸成

リサイクルふれあい館ではごみを出さない仕組みとして再使用及び再生利用の意識を促すため、木製家具の頒布及び不用品登録制度の実施と、東所沢エコステーション及び地区ごとに行っている「もったいない市」で出された古着・古布類及び陶磁器を回収し、リユース可能なものの常設頒布を行っています。

また、ごみ減量及び循環型社会の形成に向け、3R（Reduce リデュース・発生抑制、Reuse リユース・再使用、Recycle リサイクル・再生利用）啓発として、市民に3Rに係るイベント、館内展示、施設見学の受入れ、講習会などを実施しています。

市内小中学校に対して「3R啓発ポスター」の募集や、市内各小学校4年生向けに副読本「わたしたちのくらしのごみ」を作成・配布し、環境意識の向上に努めています。



■ 3R 啓発ポスター応募作品（「わたしたちの暮らしのごみ」に掲載）

3-1-2 リサイクルの推進

○集団資源回収事業報償奨金の交付

自主的に資源回収を実施する非営利の市民団体に報償奨金を交付することで、ごみ減量及び資源化を推進しています。報償奨金は回収実績に応じて1キログラムあたり6円を交付しています。（生きびんのみ1本6円）
（令和元年度登録団体数実績：511団体）

○道路工事におけるリサイクル品・再用品品の活用

北野下富線道路築造事業における市道3-575号線から西富小学校前の主要地方道所沢狭山線までの延長862m（3工区）の区間内の道路工事で、表層の下側の路盤材料としてリサイクル品・再用品品を利用しました。

○産業廃棄物の減量化

工事及び修繕等において、再生切込砕石、再生粒調砕石、再生砂、再生密粒度アスコン等を使用し、廃棄物についても適正に処理を行いました。

○給食におけるリサイクル

平成28年度から、環境・資源保護の意識を高めることを目的として、飲み終わった牛乳パックを児童生徒が、洗って・開いて・乾かし、リサイクルを行っています。リサイクルを実施している学校には、毎年、再生トイレットペーパーを還元しています。また、給食の残渣は、飼料や肥料にリサイクルされています。

3-1-3 災害時のごみ処理システムの強化

○災害廃棄物処理計画の策定

平成30年度～令和元年度に、所沢市廃棄物減量等推進審議会の開催や、パブリックコメントを実施してご意見を語りながら、非常災害時に著しく多量に排出されるおそれのある災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するための体制や必要事項等について平時から定めておくための「災害廃棄物処理計画」を策定しました。

3-2 ごみ処理の低炭素化の推進

3-2-1 低炭素型廃棄物処理施設の運営

○東部クリーンセンターの延命化工事

※P16 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

○EVパッカー車と電池ステーションの整備

ごみの収集運搬業務の低炭素化を図るため、電気式ごみ収集車（EVパッカー車）を平成31年3月に導入しました。

このEVパッカー車は、東部クリーンセンターのごみ焼却熱を利用して発電した電力を充電した蓄電池を動力としています。ごみ収集に活用するとともに様々なイベントに参加し、啓発活動を行いました。

[令和元年度走行距離] 7154.5km

[主な参加イベント] 市民文化フェア、所沢市民フェスティバル、ノリノリ!のりものフェスティバル



■EVパッカー車と電池ステーション

3-2-2 未利用エネルギーの活用

○東部クリーンセンターの延命化工事

※P16 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

3-3 ごみの適正な処理の推進

3-3-1 ごみの適正な処理の推進

○不法投棄防止パトロールの実施

不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物を撤去することで、地域の環境保全を維持し、新たな不法投棄を未然に防ぐよう努めています。

令和元年度の巡回パトロールによる不法廃棄物撤去量は、約11.9t（634箇所）でした。

第4節 大気・水環境等の保全

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
				100					
				○					
水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
				100					
				○					
土壌汚染拡散防止率	%	増加	87.0	基準値以上					基準値以上
				91.0					
				○					
苦情相談解決率	%	増加	93.2	基準値以上					基準値以上
				80.9					
				×					
化学物質排出量	t	減少	26.5	基準値以下					基準値以下
				22.6					
				○					

【現状及び課題】

◆大気・土壌・水質汚染に係る目標指標は全て達成

「苦情相談解決率」については、翌年度に繰り越す件数が多かったため、未達成となりました。しかし、大気・土壌・水質汚染に係る目標指標は全て達成し、健康で安心して暮らせる環境づくりが順調に進んでいると考えられます。指標項目ではない光化学オキシダント1項目のみ環境基準を達成できませんでしたが、市内5常時監視測定局における計測・調査でも、環境基準は概ね達成しました。引き続き大気・水環境の保全に努めます。

主な施策の実施状況

4-1 大気環境の保全

4-1-1 大気環境の保全

○大気汚染状況の常時監視

二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質等の大気汚染物質について、「環境大気常時監視マニュアル」等に基づき、市内5常時監視測定局（一般局：東所沢・北野・中富、自排局：航空公園・和ヶ原）において常時監視機器を用い、計測・調査を行っています。令和元年度の大気汚染に係る環境基準の達成状況につきましては、おおむね達成しましたが、光化学オキシダント1項目のみ環境基準を達成できていません。

第4節 大気・水環境等の保全

○大気規制対象事業所検査

ばい煙の排出状況や施設の管理状況などの遵守状況を以下のとおり検査しました。(ばい煙排出状況の行政検査や報告の徴取を含みます。)

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への報告徴取の実施(規制基準への適合状況)
- ③大量ばい煙発生施設や規制基準の適合状況が思わしくない事業所への立入検査の実施
- ④規制基準に適合しない事業所等への改善指導、また規制対象事業所への立入検査の実施

■大気汚染防止法等に基づく規制対象施設の立入検査状況(令和元年度) [延べ数]

	届出数		立入検査数		備考
	上段：事業所数	下段：施設数	上段：事業所数	下段：施設数	
ばい煙発生施設 [ボイラー、金属溶解炉、廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	128	250	2	6	K値規制、濃度規制、総量規制等 排ガス測定 4件、報告徴取178件
一般粉じん発生施設 [鉱物又は土石の堆積場等の一定規模以上のもの]	7	38	0	0	管理基準
特定粉じん排出等作業(※1) [一定濃度以上の石綿が使用されているものの解体、改造及び補修工事]	14	14	14	14	作業基準(アスベスト)
水銀排出施設 [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2	6	2	6	濃度規制(水銀及びその化合物) 排ガス測定 4件
特定施設(大気基準適用施設) [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2	6	2	6	濃度規制(ダイオキシン類) 排ガス測定 4件
指定粉じん発生施設 [セメント製造のパッチャープラント等]	13	54	0	0	管理基準
指定炭化水素類発生施設 [燃料の地下タンク等で一定規模以上のもの]	31	77	0	0	構造基準
指定届出施設 [廃棄物焼却炉]	26	34	28	36	濃度規制、構造・維持管理基準 排ガス測定 8件

※1 特定粉じん排出等作業については、届出数においては、上段：届出件数、下段：作業件数、立入検査数においては、上段：事業所数、下段：作業件数である。

4-2 水環境の保全

4-2-1 水環境の保全

○公共用水域等汚濁状況の常時監視

埼玉県及び所沢市が定めた公共用水域水質測定計画に基づき、pHなどの生活環境項目、カドミウム等の健康項目等について、市内主要河川の水質と河川底質の調査を行っています。

■生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化

(単位:mg/l)

水域名	採水地点	生物化学的酸素要求量(BOD)の年平均値					生物化学的酸素要求量(BOD)の75%値				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
柳瀬川 (C類型)	① 高橋	2.0	2.0	1.8	1.7	1.9	1.9	2.2	2.2	1.9	1.9
	② 西ヶ谷戸橋	2.0	2.0	2.5	1.6	1.8	2.4	2.8	2.5	1.7	2.2
	③ 樋の坪橋	1.3	1.3	1.5	1.4	1.4	1.7	1.5	1.9	1.3	2.3
	④ 二柳橋	1.2	1.3	1.2	1.3	1.8	1.6	1.6	1.3	1.5	2.5
	⑤ 松戸橋	1.0	1.2	1.1	0.9	1.9	1.4	1.3	1.2	1.1	1.9
	⑥ 清瀬橋下流	0.9	0.9	1.0	0.7	1.8	1.0	1.1	1.1	0.8	1.9
	⑦ 清柳橋	0.8	0.9	0.9	0.6	1.6	1.0	1.1	1.0	0.6	2.1
東川	⑧ 狭山湖橋	8.3	9.8	8.1	8.2	5.9	11	11	11	8.8	6.8
	⑨ 弘法橋	1.5	2.1	2.1	1.8	2.3	1.9	2.1	2.1	2.6	2.7
	⑩ 中橋	3.0	3.0	1.7	2.1	2.1	1.9	4.1	2.1	2.4	2.6
	⑪ 城下橋	0.9	1.0	1.1	0.7	1.8	1.2	1.1	1.0	0.9	2.1
不老川 (C類型)	⑫ 金井沢橋	3.5	2.9	4.0	3.5	2.9	3.7	3.4	5.0	3.8	3.7

※生物化学的酸素要求量(BOD)の75%値は、環境基準の適合判断に用いられています。

第4節 大気・水環境等の保全

○水質規制対象事業所検査

排出水の状況や施設の管理状況など、法令に基づき、その遵守状況を検査しました。

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への立入検査の実施
- ③採水した水質・施設の稼働状況・自主測定結果について規制基準との適合状況の確認
- ④規制基準に適合しない事業所等への改善指導

また、立入検査により各事業所から公共用水域へ排出される汚濁物質を削減し、水質汚濁を防止しています。

4-2-2 健全な水循環の推進

○適切な農地の利用

農地法で定められた市内全域の農地利用状況調査を行い、遊休農地や遊休農地になるおそれがある農地について、除草や耕作再開の指導、利用意向調査の実施及び新たな担い手への貸し付け等の促進を図っています。

4-3 土壌・地盤環境の保全

4-3-1 土壌汚染対策等の推進

○土壌汚染・土砂たい積対策事業に関する事務

土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、3,000m²以上の土地の改変や過去に有害物質を取扱っていた施設があった場合などに届出を受理しています。また、たい積に関しては市の条例に基づき、500m²以上3,000m²の土地に土砂をたい積する場合に申請してもらっています。

4-3-2 地盤沈下対策の推進

本市の地盤沈下は、近年、沈静化しており、平成30年1月1日から平成31年1月1日までの観測地点における平均沈下量は0.7mmでした。

4-4 生活環境対策の推進

4-4-1 騒音・振動及び悪臭対策等の推進

○騒音・振動の防止に係る啓発

騒音による公害防止を目的として、騒音測定器を貸し出しています。

(令和元年度貸出件数：22件)

4-4-2 公害等苦情相談の対応

○公害等苦情相談事業

騒音、振動、悪臭をはじめとする各種公害にかかる苦情相談を電話・メール・窓口等を通して受け付け、苦情発生源の調査、指導、助言等を行い解決を図っています。

[令和元年度相談件数] 94件

大気汚染：14件 騒音：27件 振動：3件 悪臭：49件 その他：1件

4-4-3 ヒートアイランド対策の推進

※P12 第2章 第1節 低炭素プロジェクト参照

4-5 化学物質の環境リスクの管理

4-5-1 化学物質の管理の強化

○特定化学物質排出量等把握に関する事務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について市内の対象事業者の環境への排出量・移動量・取扱量を集計しています。

4-5-2 ダイオキシン類等の対策の推進

○ダイオキシン類による汚染状況の常時監視事業

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類の調査を行っています。

令和元年度の調査では、大気、水質、土壌ともすべての調査地点でダイオキシン類の環境基準を達成しています。

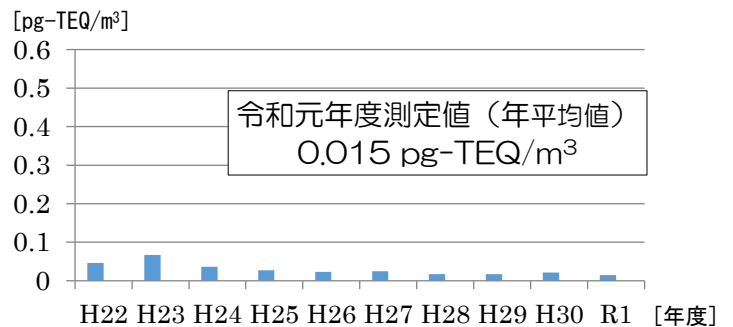
○放射性物質による環境汚染の監視・対処

市内の放射線量を定期的に測定し、その結果等の情報を市民に公表するとともに、市民への測定器貸出や相談などの対応を行っています。各測定において、測定値を基にして年間換算値を算出したところ、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般の人の平常時の放射線量の限度（自然放射線等を除く）である年間1 mSvを下回っていました。

■空間放射線量の測定結果の概要（令和元年度）

測定日	測定値(単位：μSv/h)	年間換算値(単位：mSv/年)
令和元年4月11日	0.02~0.05	0.11~0.26
5月9日	0.02~0.04	0.11~0.21
6月12日	0.02~0.04	0.11~0.21
7月11日	0.02~0.04	0.11~0.21
8月8日	0.02~0.05	0.11~0.26
9月11日	0.02~0.04	0.11~0.21
10月10日	0.03~0.05	0.16~0.26
11月14日	0.03~0.05	0.16~0.26
12月12日	0.02~0.05	0.11~0.26
令和2年1月9日	0.02~0.05	0.11~0.26
2月13日	0.03~0.05	0.16~0.26
3月12日	0.02~0.05	0.11~0.26

■大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



第5節 魅力的な都市環境の創造

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
住宅・住環境に関する施策の満足度	%	増加	—	66	66.5	67	67.5	68	70
				67.9					
				○					
市民1人当たりの公園面積 (オープンスペースの確保)	m ² ／人	増加	4.11	4.15	4.19	4.23	4.27	4.32	4.61
				4.13					
				×					

【現状及び課題】

◆「住宅・住環境に関する施策の満足度」については、目標値を上回り達成

「住宅・住環境に関する施策の満足度」が目標値を上回っていることから、市民にとっての魅力的な都市環境の創造が進んでいることが窺えるため、引き続き、魅力的な都市環境の創造に努めます。一方で「市民1人当たりの公園面積」は増加しているものの、目標達成に至りませんでした。今後は更なるオープンスペースの確保に向けて、市域全体の公園整備に努めていきます。

主な施策の実施状況

5-1 美しいまちづくりの推進

5-1-1 景観の保全と形成

○景観まちづくり推進事業

景観法及び所沢市ひと・まち・みどりの景観計画・条例に基づき、届出審査による街並みやみどりと調和した色彩の指導を行いました。また、農地・丘陵地景観ゾーンについては事前協議制度において良好な景観の保全等を図るよう指導を行いました。

5-1-2 清潔なまちづくりの推進

○歩きタバコ等の防止啓発事業

所沢市環境推進員連絡協議会との共催で、7月と11月に市内8駅（所沢駅、新所沢駅、小手指駅、航空公園駅、西所沢駅、狭山ヶ丘駅、下山口駅、東所沢駅）の14出口で、啓発物のティッシュを配布し、駅周辺のポイ捨て・吸い殻等の清掃活動を行うことで駅利用者や通行者に対して歩きタバコやポイ捨ての防止を呼びかけました。令和元年度は、7月312名、11月263名が参加しました。



■歩きタバコ防止キャンペーン

また、路上喫煙禁止地区内において、路上喫煙の禁止に係るマナーの向上が図られているかどうかの調査を行っています。所沢プロペ通り、東所沢駅前通り、ハナミズキ通り、けやき並木通りにおいて、年に1回朝夕1時間程度歩行者に対する喫煙者の人数を数え、違反者に対し指導を行ったほか、市内喫煙所を回り、必要な

第5節 魅力的な都市環境の創造

場合は声かけを行いました。さらに、受動喫煙防止の観点から、航空公園駅東口駅前指定喫煙所の移設・パーテーション等の設置や新所沢駅西口広場指定喫煙所の拡張・パーテーションの設置を行いました。

○あき地の雑草除去指導事業

あき地台帳による一斉指導として、近隣住民から恒常的に雑草除去の相談が寄せられているあき地 140 箇所について、春から秋にかけて年5回定期的に見回りをして、指導したあき地53箇所のうち39箇所が改善され、改善率は74%となりました。

また、市民から寄せられた雑草に関する相談延べ56箇所のうち50箇所が改善して、改善率は89%となりました。

○路上違反広告物除去事業

良好な景観を形成するため、屋外広告物の除去を行っています。

委託による除去：4,089枚 推進員等による除去：8枚

5-1-3 歴史・文化的環境の保全と活用

○ミヤコタナゴの種の保存及び飼育と展示

国指定天然記念物ミヤコタナゴの保護対策として、埋蔵文化財調査センター及び上山口の施設において人工増殖を中心に種の保存を図っています。

また、市内全小学校32校及び市内中学校1校・市役所・教育センター・所沢まちづくりセンター・埋蔵文化財調査センターにおいて、ミヤコタナゴの飼育と展示を行っています。



■国指定天然記念物ミヤコタナゴ

○文化財保護意識の啓発

中富・柳瀬・山口民俗資料館の公開や埋蔵文化財調査センターの施設見学、埋文まつりなど、様々なイベントや広報活動を通じて郷土の歴史・文化的環境や埋蔵文化財の保全・保護及び普及啓発を進めています。



■埋文まつりの様子

5-2 安全・安心なまちづくりの推進

5-2-1 オープンスペースの確保

○市街地におけるイベント用オープンスペースの確保

東町及び日吉町の一部を区域とする日東地区の一部では、組合施行による市街地再開発事業が行われており、平成31年1月から施設建築物の建築工事に着手しています。市街地再開発事業において都市計画道路中央通り線及び都市計画道路所沢浦和線を拡幅整備することにより、イベント等に活用できる歩道状空地（オープンスペース）を整備する予定です。

○子ども広場設置・整備費補助金の交付

地域児童の健全な育成を図るため、自治会等が子ども広場を設置又は整備した場合、自治会等からの申請により、補助金交付要綱に基づき補助金を交付しています。

(令和元年度実績：補助件数5件/補助金額合計999,000円)

5-2-2 交通環境の整備

○道路安全施設整備事業

交通事故発生の危険箇所、道路反射鏡や道路区画線などを設置し適切に管理を行い、通行の安全を確保しています。

道路反射鏡の設置及び修繕	49基
路面標示（グリーンベルト等）等の延長	15,242.3m
その他の交通安全施設（看板・ポストコーン等）の設置	94箇所

○交通安全教育推進事業

交通事故を未然に防ぎ、減少させるため、児童・生徒及び高齢者に対して交通安全教室等の実施及び小学校通学路の危険箇所等に交通指導員を配置し、立哨指導を行っています。

また、福祉施設での交通啓発活動及び高齢者自転車免許制度に基づく講習を実施しています。

○交通遺児対策事業

交通事故により保護者を失った遺児に対し遺児手当及び奨学金を支給しています。

交通遺児手当：義務教育終了までの期間、遺児一人に対し月額 5,000 円を支給する。

奨学金：遺児一人に対し、小学校及び中学校入学者に 50,000 円を、高等学校入学者に 80,000 円を支給する。

○交通安全運動推進事業

所沢市交通安全推進協議会加盟団体と協力し、交通安全パレードや街頭における交通安全啓発活動等を実施しています。また、広報紙や市ホームページ等を利用しての交通安全啓発活動を行っています。

○交通災害共済事業

加入者の相互扶助により、交通事故による災害を受けた方へ見舞金を支給しています。そのため、毎年共済加入者を募集し、その会費収入を原資として、交通事故により災害に遭った会員に死亡又は傷害の程度に応じて見舞金を支給することで、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与しています。

5-2-3 人と環境に配慮した都市空間の整備

○街づくり支援

市民への街づくりに関する情報提供、専門家の派遣等の支援を実施し、市民主体の街づくりを推進しています。

令和元年度は、地区計画策定を目指す西武グリーンヒル街づくり協議会、フラワーヒル街づくり協議会に対し、所沢市街づくりアドバイザーを派遣し、街づくり手法や地区計画規制項目等についてアドバイスを行いました。また、小手指町二丁目自治会に対し、市職員による出前講座を開催し、街づくり手法に関する説明も行っています。

○低炭素建築物認定事務

都市の低炭素化の促進に関する法令に基づき、23件の認定を行いました。

第5節 魅力的な都市環境の創造

○所沢駅ホームドアの整備

鉄道駅のバリアフリー化の推進及び利用者の安全確保を目的として、鉄道事業者（西武鉄道株式会社）が実施する所沢駅ホームドア設置に係る整備事業費の一部について補助金を交付しました。

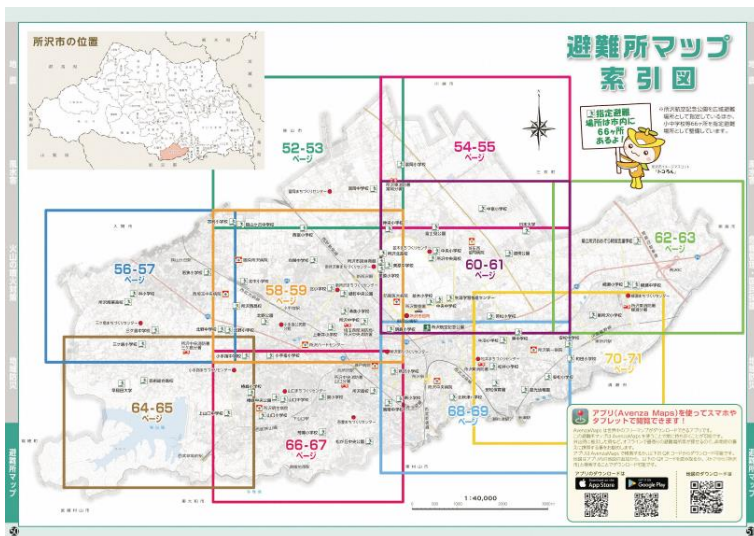
○所沢市民文化センター ミューズのバリアフリー化

各ホールの耐震化、施設のバリアフリー化及び経年劣化対応において、エスカレーター1基、エレベーター3基、点字ブロック及び各ホール座席に手すりを新設しました。また、大ホールについてはスロープの傾斜の緩和、出入口ドアの軽量化を行いました。

5-2-4 災害対策の充実

○防災ガイド・避難所マップの配布

災害に備える為、各家庭でできる風水害時の避難方法や浸水防止策、備蓄について、市民への防災啓発冊子として全戸配布している「防災ガイド・避難所マップ」を随時改訂しています。



■避難所マップ 索引図



■防災ガイド・避難所マップ

○カルチャーパーク及び公園の整備

所沢カルチャーパーク内に防火水槽を設置しました。また、地域防災計画に記載の6公園に設置している、LED太陽灯・蓄電池の点検も随時行っています。

○日東地区の整備

東町及び日吉町の一部を区域とする日東地区については、公道等が不足し狭隘な道路が多く、緊急車両の進入が難しいなどの防災面での課題があり、また、所沢駅近接の商業地域にふさわしい土地利用が図られていない状況にあります。そのため、地区内の骨格となる道路を整備することにより、消防活動困難区域を解消し防災性の向上を図るとともに、民間主導による沿道における商業地域にふさわしい商業・業務施設等の新たな土地利用や街の賑わい、思わず歩きたくなる空間の創出につなげることを目的とし、権利者との交渉や関係機関との協議等を行っています。

第6節 ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
市ホームページ及びSNSによる環境情報の発信件数	件	増加	1,420	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	3,600
				1,380					
				×					

※「環境学習関連事業の参加者数」はP17 第2章 第4節 協働・学習プロジェクト参照

【現状及び課題】

◆SNSを活用した新規事業等を開始し、発信強化に努めたが未達成

令和元年度は「マチエコ写真大賞」等、市民参加型のSNSを活用した事業を新規で開始し、SNSの効果的な活用に努めましたが、目標には達しませんでした。今後は発信内容の強化は勿論、発信件数の増加に向けSNSによる環境情報を計画的に発信します。

主な施策の実施状況

6-1 環境づくり・人づくりの推進

6-1-1 持続可能な環境づくりの推進

○国際都市間協力プロジェクト推進事業

※P23 1-3-1 気候変動への適応参照

OSDGs（持続可能な開発目標）の取組促進

契約時に契約書に添付する「環境配慮事項等伝達書」に快適環境の保全にむけて「SDGs（持続可能な開発目標）への取組」の観点を取り入れました。

※総合計画の進捗を図る行政評価に、SDGsに関する項目を加えることにより、施策全体のSDGsに対する貢献力向上を図りました。



■ブラチスラバ市との交流会

6-1-2 環境教育・環境学習の推進

○OESD 調査研究協議会

ESD（持続可能な開発のための教育）調査研究協会では、今行っている授業をどう変えれば ESD の授業になるのか、という問いを持ちながら、授業改善の視点での調査研究を行っています。

令和元年度は協議委員の実践報告（リーフレットの作成・配布・市ホームページ掲載）を通じて、市内小・中学校の教職員への普及・啓発を行いました。また、「ESD 研修会」では「持続可能な開発のための教育」の小学校での授業を公開し、大学教授から指導を受けました。

○地球にやさしいこどもサミット

※P18 第2章 第4節 協働・学習プロジェクト参照

○所沢市生涯学習まちづくり出前講座の実施

市では、10人以上で構成された団体等の申請に応じて、市の職員を講師として派遣し、行政課題への対応や市政の状況等について情報を提供する「所沢市生涯学習まちづくり出前講座」を実施しています。令和元年度の受付件数は52件、開催回数は42件、参加者総数は1,090人で、その内、環境に関する出前講座の開催回数は4件、参加者総数は88人でした。



■出前講座で実施したワークショップの様子

○初級職員に対する環境研修

初級職員研修の一環として東部クリーンセンターで環境に係る研修を実施しました。所沢市の清掃事業の現場を学ぶことで、担当部門だけでなく、職員一人ひとりの課題として捉えてもらうことを目的としています。



■東部クリーンセンター見学の様子

6-1-3 環境保全活動の推進

○自治会・町内会への支援

「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」に基づき、市が自治会・町内会への加入・参加の促進活動と自治会・町内会活動を支援しています。

自治会等への加入・参加を呼びかけるパンフレットを作成し、主に転入者へ配布し周知啓発をしました。また、自治会等が行う夏祭りへ市の職員をボランティアスタッフとして30会場に延べ68名を派遣しました。さらに、自治協力報償金制度を見直し自治会・町内会の事務負担軽減に努めました。



■自治会等の夏祭りでのボランティアの様子

○環境推進員による活動

地域での環境保全活動を推進するために、市から委嘱を受けたおよそ1,100名が所沢市環境推進員として、リーダー的立場で生活環境保全活動に積極的に取り組んでいます。主な活動として、年2回行われる「環境美化の日」市内一斉美化清掃活動、ごみ減量・リサイクルの推進活動、歩きたばこ等防止啓発活動などが挙げられます。また、環境推進員の資質向上を図るため、環境講演会の開催、視察研修会の実施や会報の発行など、積極的に事業を実施しています。

○所沢市アダプト・プログラム

所沢市では、環境美化活動として“アダプト・プログラム”を実施しています。アダプト（ADAPT）とは、英語で「～を養子にする」という意味です。道路、公園、緑地、河川・水路等の市が管理する一定区画の公共

第6節 ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

空間を養子にみだて、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政が支援するという、先進的な美化活動です。（令和元年度登録団体数：36団体）

6-2 環境情報の整備と共有化の推進

6-2-1 環境情報の体系的な整備

○マチごとエコタウン所沢構想の実績報告

マチごとエコタウン所沢構想に基づき平成26年度～30年度にかけて実施した環境施策をまとめた「マチごとエコタウン所沢構想実績報告」を令和元年12月に発行し、公共施設での配架、環境推進員への配布、HPでの公開を行い、マチエコ構想の事業実績を広く市民に周知しました。



■マチごとエコタウン所沢構想実績報告

6-2-2 環境情報の共有化の推進

○SNS アカウント「恋してマチエコ」による情報発信

3つのSNS（Facebook、Twitter、Instagram）の特色を生かし、環境に関わる情報発信をしています。令和元年度は市民参加型の「マチエコ写真募集事業」を実施し、投稿された15作品を表彰しました。

今後も多くの方に情報を受け取っていただけるよう、名刺裏にQRコードを印刷し、お渡ししています。



■名刺裏のデザイン

○広報による情報提供及び啓発

本市の豊かなみどりへの理解と意識の向上を図るため、ふるさとのみどりを多くの方に知っていただくと共に、保全活動や街中の緑化の推進活動を促すきっかけづくりとして、啓発事業を実施しています。令和元年度は広報とろざわ12月号にて市内の平地林の特集を行ったほか、Facebookにて、緑地の指定報告や紹介を行いました。



■「広報とろざわ」令和元年12月号

第4章 地球温暖化対策実行計画 の実施状況

所沢市地球温暖化対策実行計画について

■計画の概要

本市の地球温暖化対策を具体的に推進するため、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、より実効的な取組を市民・事業者と協働により推進し、市域から排出される温室効果ガス排出量の削減を図っています。

本計画は、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減等に関する「事務事業編」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「区域施策編」の2つから編成され、下記のとおりそれぞれ削減目標を掲げ、その達成を目指しています。

○事務事業編

市の事務・事業における温室効果ガス排出量は平成25年度（2013年度）を基準に、令和10年度（2028年度）までに、35.3%削減することを目標としています。これは国の削減目標を市の計画期間に応じた削減目標としたものです。

○区域施策編

市域における温室効果ガス排出量では、段階的な温室効果ガス排出量の削減を図るため、短期目標と長期目標を国の削減目標にあわせ、それぞれ設定しています。区域施策編では、国と県の取組を前提として、更に市の取組を進めることで、目標の達成を目指しています。

短期目標では、平成25年度（2013年度）を基準に、短期目標として令和10年度（2028年度）までに22.9%削減、長期目標として令和32年度（2050年度）までに、80%削減することを目標としています。

■令和元年度温室効果ガス排出量（速報）の概要

本市の温室効果ガス排出量（事務事業編）は、市有施設への環境にやさしい電力の導入等により、計画最終年度の削減目標値に達しました。ただし、これは電力会社の変更によるもので、引き続きエネルギー消費の抑制等が必要です。

市域の温室効果ガス排出量（区域施策編）は、目標値に向けた削減が進められています。特に排出傾向の多い民生家庭部門、民生業務部門及び運輸部門において、引き続き削減対策の継続的推進が求められています。

I 事務事業編

- 1 温室効果ガス排出量
 - (1) 温室効果ガス排出量全体 46
 - (2) 項目別温室効果ガス排出量の検討 47
- 2 温室効果ガスの削減方針 51

II 区域施策編

- 1 温室効果ガス排出量（速報値）
 - (1) 温室効果ガス排出量全体 53
 - (2) 項目別温室効果ガス排出量の検討 54
- 2 温室効果ガスの削減方針 56

参 考

- (1) 電力排出係数の推移 58
- (2) 太陽光発電システムの設置について 58
- (3) ゼロカーボンシティについて 58

I 事務事業編

1 温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量全体

本計画は、市の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減を目的とし、計画最終年度の令和10年度までに35.3%削減（基準年度：平成25年度）することを目標としています。

令和元年度における本計画の対象となる温室効果ガス排出量(表1欄外注1参照)をみると、10,426.00t-CO₂となっており、基準年度と比べてCO₂換算で21,559.51t-CO₂ (▲67.40%)を削減し、計画最終年度の削減目標値に達しました。これは106の市有施設等での電力使用が再生可能エネルギー比率の高い「㈱ところざわ未来電力」に変更となったことが大きく影響しています。(詳細は次項参照。)

なお、基準年度及び令和元年度の温室効果ガス排出量は表1のとおりです。また、基準年度からの経年変化を図1に示します。

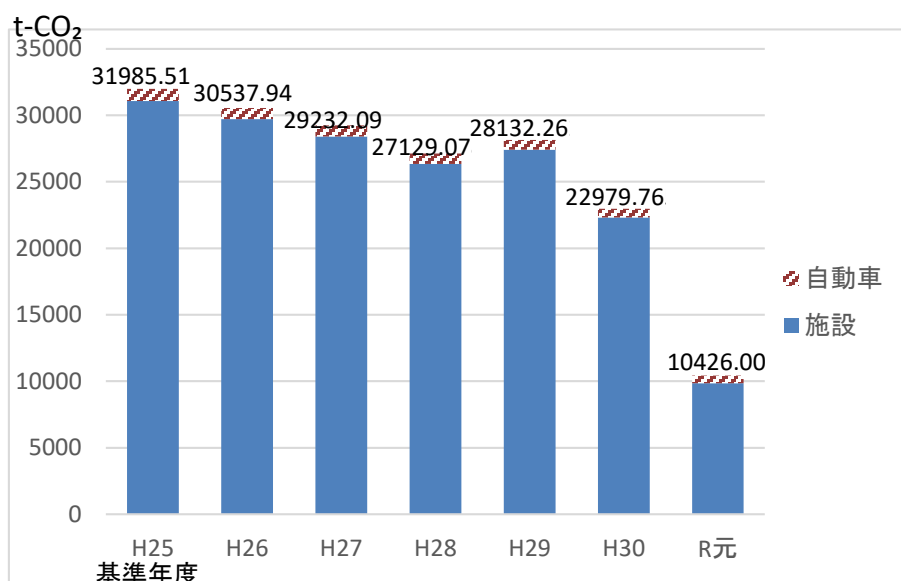
(表1) 温室効果ガス排出量

		H25年度 (基準年度)	R元年度
総排出量実績	総排出量(t-CO ₂)	51,461.71	36,428.02
	対基準年度増減率	—	▲29.21%
実行計画の対象となる温室効果ガス実績(調整) ¹⁾	総排出量(t-CO ₂)	31,985.51	10,426.00
	対基準年度増減率	—	▲67.40%
	年次目標値	—	▲20.2%

1)実績(調整)とは、目標管理のための修正を行った数値です。『地球温暖化対策実行計画』上では、一般廃棄物排出量など市が直接的に管理することが困難な項目を分離し、調整後の実績で評価しています。

<注>温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の排出係数は、地球温暖化対策の推進法に関する法律施行令第3条第1項第1号口の規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用しています。以下、この排出係数を「電力排出係数」と表記します。

なお、㈱ところざわ未来電力の電力排出係数は、再生可能エネルギー比率の高いものであるため、従来の電力と比べて9割以上低い電力排出係数となっています。(P13 参考参照)



【図1】温室効果ガス排出量（調整）の推移

(2) 項目別温室効果ガス排出量の検討

温室効果ガス排出量の項目別（①施設、②自動車、③その他）排出量は、以下のとおりです。

(表2) 項目別温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)

		H25年度 (基準年度)	R元年度	増減量
①施設		31,074.20	9,851.92	▲21,222.23 (▲68.30%)
②自動車		911.31	574.08	▲337.23 (▲37.01%)
③その他	廃棄物	19,338.42	25,969.47	6,631.05 (34.29%)
	し尿処理	136.97	32.55	▲104.42 (▲76.24%)
	医療	0.87	0.001	▲0.87 (▲99.87%)
総排出量		51,461.76	36,428.02	▲15,033.69 (▲29.21%)

<注> () は増減率を表す。

① 施設

施設でのエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量は▲68.30%と大きく削減しております。その理由として、次の2つが挙げられます。

1点目として、エネルギー使用量のうち多くを占める電気の使用量が減少したことです。(表3、図2参照) これは、各施設における省エネ機器の導入や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のための一部施設の休館措置等によるものと推

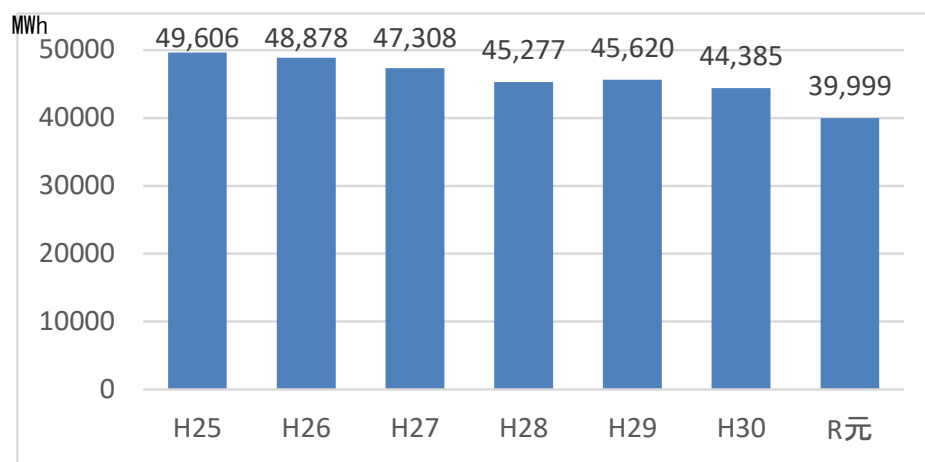
測されます。

2点目としては、電力排出係数の低い(株)ところざわ未来電力の電気を106施設において利用したことにより、電気使用に伴う温室効果ガス排出量を約81%削減できたことです。なお、(株)ところざわ未来電力の導入による削減量は、令和元年度分で約14,000 t-CO₂と推測され、環境にやさしい電力排出係数の低い電気を利用することの効果が大きく表れています。(表5参照)。

(表3) 全施設のエネルギー使用量

エネルギー使用量		H25年度 (基準年度)	R元年度	増減量	増減率	
電気使用量	MWh	49,606.48	39,999.90	▲ 9,606.58	▲ 19.37%	
燃料 使用量	都市ガス	m ³	1,599.42	1,569.49	▲ 29.93	▲ 1.87%
	A重油	kL	407.45	293.52	▲ 113.93	▲ 27.96%
	灯油	kL	175.05	162.77	▲ 12.28	▲ 7.02%
	液化石油ガス(LPG)	t	87.05	74.92	▲ 12.12	▲ 13.92%
	軽油	kL	67.09	21.74	▲ 45.35	▲ 67.60%
	ガソリン(自動車以外)	kL	2.22	2.61	0.39	17.52%

※自動車以外の用に供されている燃料。



※上図は小数点以下切り捨てで表示しています。

【図2】 電気使用量の推移

(表4) 各エネルギー使用に伴う施設の温室効果ガス排出量

エネルギー使用に伴う 温室効果ガス排出量		H25年度 (基準年度)	R元年度	増減量	増減率
電気使用量	t- CO ₂	25,591.97	4,844.63	▲ 20,747.34	▲ 81.07%
都市ガス		3,502.72	3,521.94	19.22	0.55%
A重油		1,104.03	795.44	▲ 308.59	▲ 27.95%
灯油		435.80	404.62	▲ 31.18	▲ 7.15%
液化石油ガス(LPG)		261.04	223.03	▲ 38.01	▲ 14.56%
軽油		173.43	56.20	▲ 117.23	▲ 67.59%
ガソリン(自動車以外)		5.16	6.05	0.90	17.42%
合計		31,074.15	9,851.92	▲ 21,222.23	▲ 68.30%

※自動車以外の用に供されている燃料。

(表 5) 令和元年度における(株)ところざわ未来電力の導入効果 (推計) (単位: t-CO₂)

電気使用に伴う施設の温室効果ガス排出量		推定削減量
実績値	環境にやさしい電力を導入しなかった場合の推定値 ¹⁾	
4,845	18,818	13,973

1) 切り替え前の電力会社の電力排出係数を用いて推計した値。(対象施設数: 106 施設)

<各部の温室効果ガス排出量>

基準年度当時の温室効果ガス排出量のうち、約 6 割を占めている施設に着目し、それらを部ごとに比較したものが表 6 です。ほとんどの部において排出量が削減されており、主な理由としては(株)ところざわ未来電力への切替えが挙げられます。

(表 6) 各部の施設における温室効果ガス排出量 (調整) (単位: t-CO₂)

	H25 年度 (基準年度)	R 元年度	増減量	増減率
経営企画部	15.10	13.18	▲ 1.92	▲ 12.72%
総務部	7.20	6.36	▲ 0.84	▲ 11.67%
財務部	1,616.18	256.11	▲ 1,360.07	▲ 84.15%
市民部	3,420.74	1,789.46	▲ 1,631.28	▲ 47.69%
福祉部	1,139.71	1,000.63	▲ 139.08	▲ 12.20%
こども未来部	1,055.31	638.38	▲ 416.93	▲ 39.51%
健康推進部	399.37	79.06	▲ 320.31	▲ 80.20%
環境クリーン部	7,618.25	1,163.78	▲ 6,456.12	▲ 84.75%
産業経済部	209.23	78.16	▲ 131.07	▲ 62.64%
街づくり計画部	7.11	12.36	5.25	73.84%
建設部	1,987.47	718.95	▲ 1,268.52	▲ 63.83%
医療センター	183.71	279.72	▲ 503.99	▲ 64.31%
上下水道局	4,594.94	1,149.43	▲ 3,445.51	▲ 74.98%
教育委員会	8,219.84	2,667.99	▲ 5,551.85	▲ 67.54%
合計	31,074.15	9,851.92	▲ 21,222.23	▲ 68.30%

<注 1> 組織体制に合わせて、施設を保有している組織のみ掲載しています。

<注 2> 街づくり計画部の排出量が増加していますが、これは平成 29 年 4 月に所沢駅西口区画整理事務所が開設されたことによるものです。

② 自動車

自動車から排出された温室効果ガス排出量は、表 7 のとおり基準年度と比べ減少しています。これは、基準年度と比べ車両台数が減少し、全走行距離が減少したことや低燃費車への買い替え、公用自転車の活用による効果と考えられます。

(表7) 公用車の使用状況

	H25年度(基準年度)	R元年度	増減量	増減率
車両台数(台)	413	368	▲ 45	▲ 10.90%
全走行距離(km)	2,105,740	1,571,695	▲ 534,045	▲ 25.36%
低公害車台数(台)	114	165	51	44.7%
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	911.31	574.08	▲ 337.23	▲ 37.01%

※低公害車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車等の次世代自動車や低排出ガス車等としています。

③ その他

市が直接的に管理することが困難な項目である一般廃棄物、下水・し尿処理に係る「その他の項目」においては、表8のとおり基準年度に比べ、全体では温室効果ガス排出量は増加しています。

一般廃棄物処理に関する温室効果ガス排出量は、表9のとおり東部クリーンセンター、西部クリーンセンターとも増加しています。これは、一般廃棄物焼却量に混入されているプラスチック類が増加したことによる影響と推測されます。

なお、基準年度からの推移を図3に示しています。

(表8) その他の項目における温室効果ガス排出量

(単位: t-CO₂)

	H25年度(基準年度)	R元年度	増減量	増減率
東部・西部クリーンセンター	19,338.42	25,969.47	6,631.05	34.29%
衛生センター	136.97	32.55	▲ 104.42	▲ 76.24%
保健センター	0.868	0.001	▲ 0.87	▲ 99.87%
総排出量	19,476.26	26,002.02	6,525.76	33.51%

(表9) 一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量

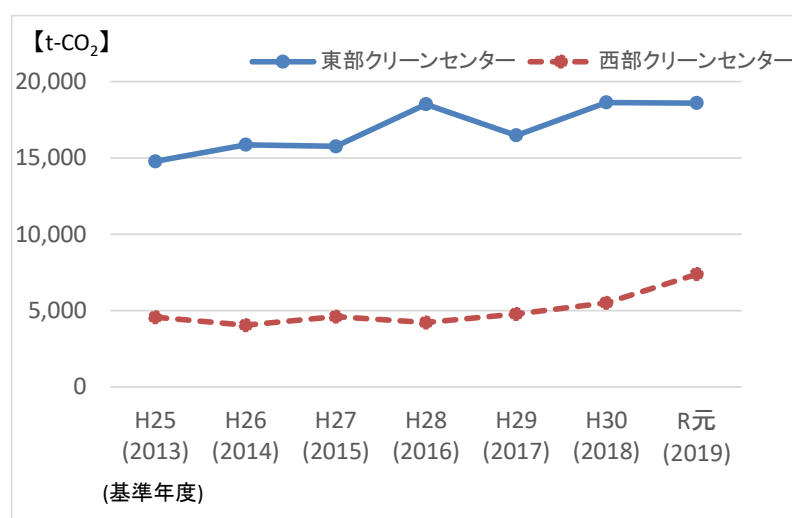
(単位: t-CO₂)

東部クリーンセンター (連続燃焼式)	H25年度 (基準年度)	R元年度	増減量	増減率
一般廃棄物焼却量(t)	57,660.83	47,648.62	▲ 10,012.21	▲ 17.36%
プラスチック類混入分 1)(t)	4,975.59	6,139.14	1,163.55	23.39%
プラスチック類混入率 2)(%)	16.09	24.56	8.47	52.64%
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	14,770.53	18,587.18	3,816.65	25.84%
プラスチック焼却に伴う 二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	13,755.88	17,780.95	4,025.08	29.26%
焼却に伴い発生するメタン・ 一酸化二窒素の排出量(t-CO ₂)	1,014.66	806.23	▲ 208.42	▲ 20.54%

西部クリーンセンター (連続燃焼式)	H25年度 (基準年度)	R元年度	増減量	増減率
一般廃棄物焼却量(t)	28,807.97	31,843.78	3,035.81	10.54%
プラスチック類混入分 1)(t)	1,466.28	2,280.17	813.89	55.51%
プラスチック類混入率 2)(%)	10.74	13.81	3.07	28.58%
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	4,567.89	7,382.29	2,814.40	61.61%
プラスチック焼却に伴う 二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	4,039.95	6,843.48	2,803.53	69.40%
焼却に伴い発生するメタン・ 一酸化二窒素の排出量(t-CO ₂)	527.94	538.81	10.87	2.06%

1) 一般廃棄物焼却量に混入されているプラスチック類混入分は、実際の計測値を用い(頻度:1回/2ヶ月調査)、水分量を考慮した推計値です。

2) 乾ベースによる組成分析結果をプラスチック類混入率としています。



【図3】一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量の推移

2 温室効果ガスの削減方針

市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するため、所沢市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、様々な削減対策を進めてきました。今後も、同計画に基づいた取組を更に進めていきます。

(1) 建築物の建築、施設・設備の管理

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入を更に推進していくとともに、空調設備や照明設備などは省エネルギー機器への代替を図っていきます。

(2) 環境負荷の少ない製品・電力の調達

「所沢市環境にやさしい電力の調達に係る方針」に基づき、環境にやさしい電力を導入していくとともに、グリーン購入など環境負荷の少ない製品の調達を推進します。また、環境負荷の低減のため、環境配慮契約についても検討していきます。

(3) 施設等におけるエネルギー使用量の削減

空調設備の設定温度やボイラー設備、給湯設備の運転時間の調整など、適切な運転管理を行うとともに、勤務時間前後や昼休みにおける消灯、OA機器の待機電力の削減などに努めます。

(4) 資源の有効利用の推進

ITを活用した文書・資料の共有化による紙使用量の削減に取り組むとともに、雨水の有効活用による水道使用量の削減に努めます。

(5) 廃棄物の削減・リサイクルの推進

長期使用が可能な製品の購入や再生利用に取り組むとともに、ごみ分別の徹底を推進し、排出されるゴミの減量・資源化に努めます。

(6) 公用車使用における環境負荷の低減

公用車の利用抑制やエコドライブの推進に取り組むとともに、公用車の導入に際しては、電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・プラグインハイブリッド車（PHV）などの次世代自動車や、低公害車・低燃費車などの購入により、環境負荷の低減に努めます。

(7) 庁内推進体制の強化等

市の全ての事務・事業に対して、低炭素社会（温室効果ガス排出量の削減）への配慮に係る浸透を図ります。また、事務・事業を実施する際には、環境に配慮し環境負荷の低減に努めます。

Ⅱ 区域施策編

1 温室効果ガス排出量（速報値）

(1) 温室効果ガス排出量全体

本計画は、市域における温室効果ガス排出量の削減を目的に、平成 25 年度（2013 年度）を基準に、短期目標として「令和 10 年度（2028 年度）までに 22.9%削減」、長期目標として「令和 32 年度（2050 年度）までに 80%削減」を掲げています。

令和元年度の本計画の対象となる温室効果ガス排出量は、133.2 万 t-CO₂ となっており、基準年度（平成 25 年度）と比べて CO₂ 換算で、23.8 万 t-CO₂（▲15.1%）減少しており、令和元年度の目標である▲7.60%を達成しました。

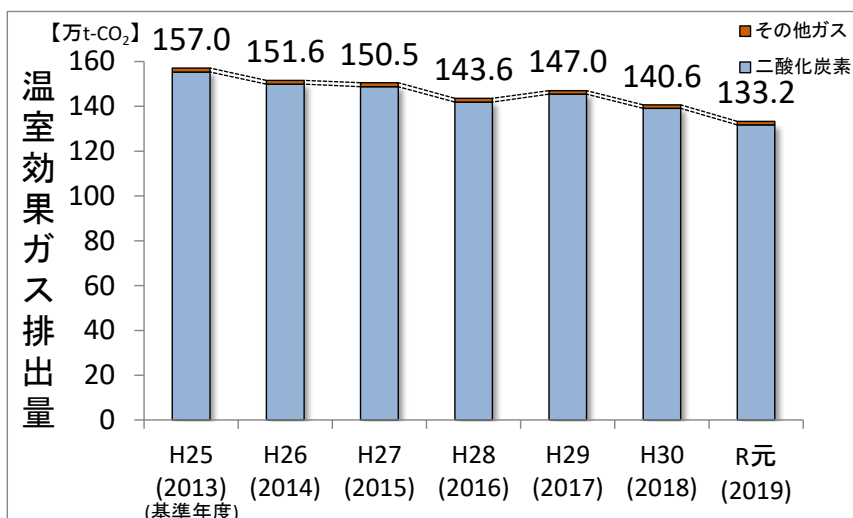
なお、基準年度及び令和元年度の温室効果ガス排出量は表 10 のとおりです。また、計画期間中の経年変化を図 4 に示します。

(表 10) 市域における温室効果ガス排出量

		H25 年度(基準年度)	R 元年度(速報値) ¹⁾
温室効果 ガス	総排出量(万 t-CO ₂)	157.0	133.2
	対基準年度増減量(万 t-CO ₂)	—	▲23.8
	対基準年度増減率	—	▲15.1%
	年次目標値	—	▲7.60%

1) 現在までに入手できる最新基礎データにより算出していることから、速報値としています。

<注>国の算定マニュアルの改正や、電気及びガスの小売自由化などに伴い、H31.3月に策定したまちごとエコタウン推進計画(第3期所沢市環境基本計画)から、算定方法を変更しています。あわせて、道路交通センサス等、元となる統計資料も随時最新のものになっているため、計画策定時の参照データと異なる場合があります。



【図 4】 市域における温室効果ガス排出量の推移

(2) 項目別温室効果ガス排出量の検討

① 二酸化炭素の温室効果ガス排出量の検討

温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素に係る項目別（①産業部門、②民生業務部門、③民生家庭部門、④運輸部門、⑤廃棄物部門）排出量及びその他のガスに係る項目別（①メタン、②一酸化二窒素）排出量は表 11 のとおりです。

(表 11) 項目別温室効果ガス排出量（電力排出係数変動）

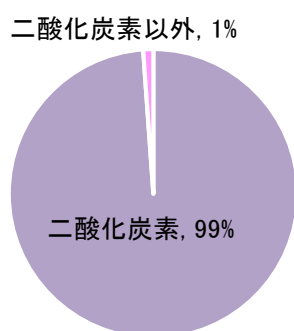
(単位: 万 t-CO₂)

	H25 年度 (基準年度)	R 元年度	増減量
二酸化炭素	155.3	131.7	▲23.6 (▲15.2%)
①産業部門	21.1	15.4	▲5.7 (▲27.0%)
②民生業務部門	39.3	42.0	2.7 (6.9%)
③民生家庭部門	49.3	40.9	▲8.4 (▲17.0%)
④運輸部門	43.8	31.1	▲12.7 (▲29.0%)
⑤廃棄物部門	1.8	2.3	0.5 (27.8%)
その他のガス	1.7	1.5	▲0.2 (▲11.8%)
①メタン	0.3	0.2	▲0.1 (▲33.33%)
②一酸化二窒素	1.4	1.3	▲0.1 (▲7.1%)
温室効果ガス総排出量	157.0	133.2	▲23.8 (▲15.1%)

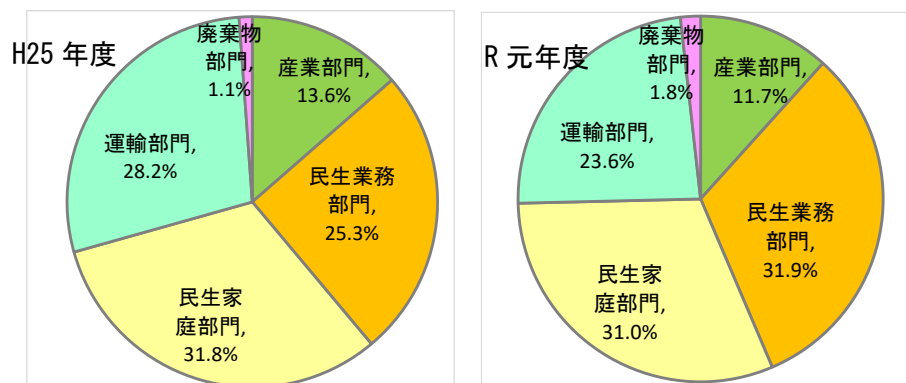
区域全体で、基準年度（平成 25 年度）と比べて、二酸化炭素排出量は 23.6 万 t-CO₂ (▲15.2%) 減少し、その他のガスは 0.2 万 t-CO₂ (▲11.8%) 減少しています。全体では 23.8 万 t-CO₂ (▲15.1%) の減少となっています。

なお、図 5 のとおり、温室効果ガス中の割合はほとんどが二酸化炭素で、メタン、一酸化二窒素等のその他のガスは 1%程度です。

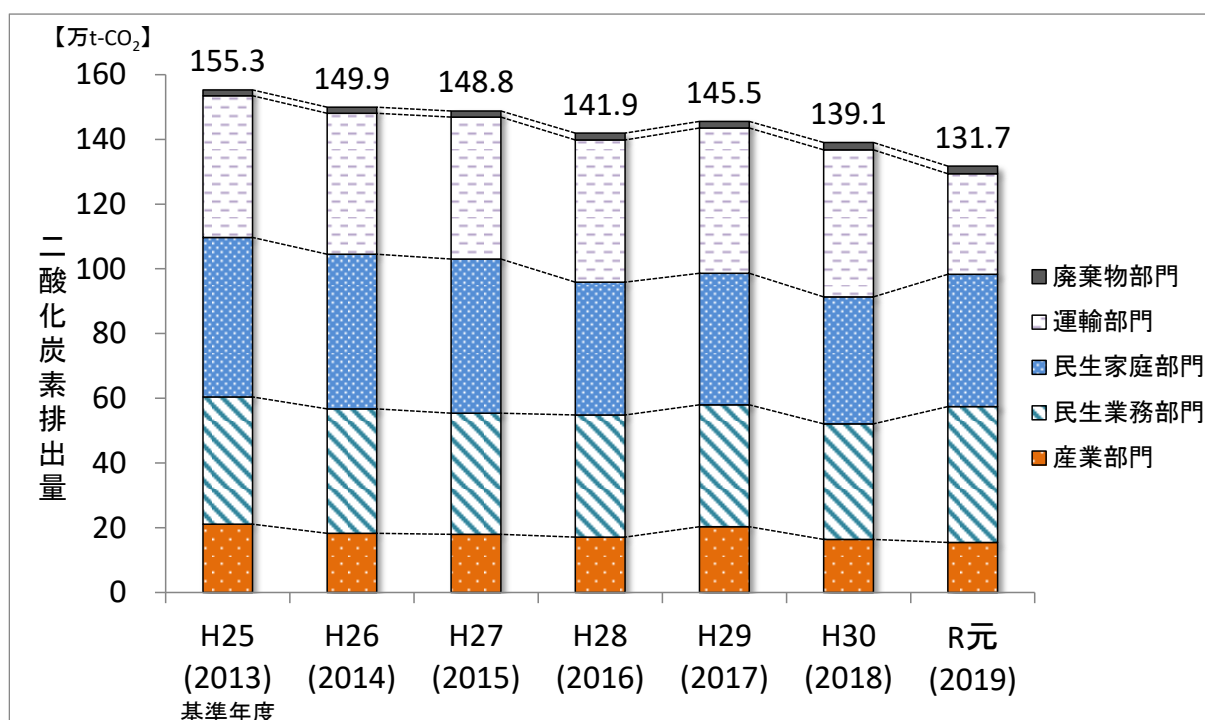
また、二酸化炭素の排出寄与率では、図 6 のとおり民生業務部門と民生家庭部門の割合が多く、全体の約 6 割を占める状況となっています。部門別の二酸化炭素排出量の経年変化を図 7 に示します。



【図5】温室効果ガスの内訳（R元年度）



【図6】二酸化炭素の部門別排出寄与率



【図7】部門別の二酸化炭素排出量の推移

二酸化炭素排出量の傾向としては、運輸部門、産業部門、民生家庭部門での排出量が減少傾向となっており、燃費改善などにより車両からの排出量が減少傾向にあることや、生産設備の省エネルギー化や節電などの省エネ対策が進んでいることが推測されます。

一方、民生業務部門は基準年度と比較し、排出量が増加しており、延べ床面積や総就業者数の増加が各種統計から確認できることから、経済状況の回復などの影響もあるものと推測されます。

今後、排出量の多い部門に対して、削減を求めていくことが課題になっています。

② その他の温室効果ガス排出量（メタン・一酸化二窒素）の検討

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の走行や廃棄物処理等に伴い発生するガスで、表11（P9）のとおり、基準年度に比べ0.2万t-CO₂（▲11.8%）減少していま

す。一酸化二窒素排出量の内訳は表 12 のとおりで、排出量減少の主な理由としては、畜産業における飼育頭数の減少が挙げられます。

また、排出量の多くを占める自動車の走行については、軽乗用車の所有台数や走行距離が伸びている影響から、年間排出量があまり減少していないことが推測されます。

(表 12) 一酸化二窒素排出量の内訳 (単位：t-CO₂)

		H25 年度 (基準年度)	R 元年度	増減量
エネルギー消費	産業系	888.00	600.85	▲ 287.2 (▲32.3%)
	家庭・業務系	295.70	210.90	▲ 84.8 (▲28.7%)
農業	家畜のふん尿管理	795.04	374.65	▲ 420.4 (▲52.9%)
	窒素肥料等土壌からの排出	26.14	17.15	▲ 9.0 (▲34.4%)
自動車の走行		10,723.92	10,704.96	▲18.96 (▲0.18%)
廃棄物処理	焼却処理（一廃）	1,436.99	1,316.58	▲ 120.4 (▲8.4%)
	焼却処理（産廃）	25.93	0.00 ¹⁾	▲ 25.9 (▲100.0%)
	し尿処理	4.66	5.15	0.5 (10.5%)
	浄化槽処理	182.84	146.25	▲ 36.6 (▲20.0%)
合計		14,379.21	13,376.50	▲1,002.71 (▲6.97%)

1) 産業廃棄物焼却事業者数がゼロとなったため。

2 温室効果ガスの削減方針

市域における温室効果ガス排出量の削減を一層推進するため、所沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量が多い部門（民生業務部門・民生家庭部門・運輸部門）への施策を中心に、様々な地球温暖化緩和策を進めてきました。

また、令和 2 年 11 月には 2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ（詳細は 13 ページ参照）を表明しました。ゼロカーボンシティの実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減対策を更に進めていきます。

(1) 温室効果ガスの排出削減

① 市民、事業者の省エネ活動に対する意識啓発と実践

省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す“COOL CHOICE 運動”を推進し、環境意識の高揚と環境配慮行動の実践を図ります。

② 住宅・事務所の低炭素化の推進

省エネ設備やエネルギー効率の高い機器の導入を推進し、住宅等での省エネルギー化を図っていきます。

③ 環境にやさしい移動（エコ・モビリティ）の推進

徒歩や自転車での移動や公共交通機関の利用を推進するなど、クルマ依存型のライフスタイルの見直しを図っていきます。

④ 次世代自動車等の普及推進

電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の普及やエコドライブの普及啓発に努め、車の移動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。

⑤ 3Rの実践による廃棄物の削減

市民・事業者との協働の取組により、ごみのリデュース(Reduce：削減)、リユース(Reuse：再使用)、リサイクル(Recycle：再利用)を推進し、ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスの削減に努めます。

⑥ ごみ処理の低炭素化の推進

ごみ処理に伴う未利用エネルギーの活用や適正な施設運営により、ごみ処理の低炭素化の推進に努めます。

(2) 再生可能エネルギーの利用推進

① 環境にやさしい電力の普及

㈱ところざわ未来電力を通じた環境にやさしい電力の市域への利用普及を図っていくことで、市域における再生可能エネルギーの利用率を高めます。

② 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器の導入を推進します。

参 考

(1) 電力排出係数の推移

電気の使用に伴う電力排出係数は、国から公表される各電気事業者の基礎排出係数（H27年度以前は実排出係数）を使用しています。

なお、基準年度（平成25年度）は、0.531kg-CO₂/kWh（旧東京電力株の実排出係数）を使用しています。

（表13）電気の使用に伴う電力排出係数（単位：kg-CO₂/kWh）

当報告書対象年度	H25年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
東京電力エナジー パートナー(株)	0.531	0.500	0.486	0.475	0.468
<参考>(株)ところ ざわ未来電力	—	—	—	0.035	0.035

(2) 太陽光発電システムの設置について

市内における太陽光発電システムの設置件数は、次のとおりです。

（表14）市内における太陽光発電システム設置件数¹⁾（単位：件）

	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
太陽光発電システム 設置数	3,311	4,326	4,533	5,072	5,499	5,821

1) 電力自由化に伴い、基礎データの収集ができなくなったことから、平成28年度以降は国の統計データを用い算出しています。

(3) ゼロカーボンシティについて

令和2年11月に、所沢市は2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。

また、令和3年1月から、(株)ところざわ未来電力による低圧電力の供給が開始され、市域における温室効果ガス排出を削減するための対策が更に進むことが期待できます。



参 考 資 料

■ 主な環境関連条例一覧

■ 所沢市環境基本条例

■ 環境関連用語の解説

■ 指標一覧

主な環境関連条例一覧

条例名	制定年月日
所沢市下水道条例	昭和40年 4月 1日
所沢市あき地の雑草除去に関する条例	昭和44年10月 1日
所沢市都市公園条例	昭和45年 4月 1日
所沢市交通安全対策会議設置条例	昭和46年 4月 1日
所沢市一般家庭生活廃水くみ取りに関する条例	昭和46年10月 1日
所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例	昭和59年12月25日
所沢市自転車駐車場条例	昭和60年12月25日
所沢市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市環境審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 7年12月28日
所沢市環境基本条例	平成 9年 4月 1日
ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例	平成 9年 4月 1日
所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例	平成11年 3月26日
所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	平成11年12月28日
所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成13年 3月29日
所沢市リサイクルふれあい館条例	平成15年 3月25日
所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	平成15年 7月 1日
所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例	平成18年 3月27日
所沢市ひと・まち・みどりの景観条例	平成22年12月28日
ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	平成23年 9月30日

所沢市環境基本条例

私たちのまち所沢は、武蔵野の台地であって、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、三富新田や雑木林などの自然と共に歩む暮らしは私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいる。また、旧石器時代の昔から人々の暮らしが営まれるとともに、鎌倉街道の宿場町として栄え、航空発祥の地として大空への夢をつなぐなど、歴史や文化も生まれ、生活文化都市として発展を続けている。

しかしながら、都市化や人口増加に伴い、豊かな自然は徐々に減少し、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や私たちのライフスタイルにより、都市生活型公害、廃棄物問題なども顕在化している。さらに、私たちを取り巻く環境は、地球規模で深刻な影響を受け、人類の存続をも脅かしている。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活に必要な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

悠久の地球の営みの中で、私たち人類はわずかな時に存在し、多くの生物と有限な地球の環境を分かちあっている。私たちは、環境がそれらの生物や大気、水、土壌の微妙な均衡と循環システムのもとに成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、不断の努力と英知をもって、健全で恵み豊かな環境を保全し、現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全（環境の回復及び創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び行楽者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、環境の容量及び生物の多様性の認識のもと、人と自然が共存共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者、市民及び行楽者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境の保全と密接にかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行うときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全について関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(行楽者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市の基本的施策)

第8条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関すること。

(2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。

(3) 市民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。

(5) 市民及び事業者が環境の保全に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、所沢市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、

次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全に関する施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制、助成等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(環境管理システム等の普及)

第15条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理システム等の普及に努めるものとする。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等市民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第18条 市は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

環境関連用語の解説

【あ】

ISO14001

1996年に、国際標準化機構（ISO）により発行された、環境マネジメントシステムに係る国際標準化規格です。

悪臭

大多数の人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いのことです。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、スチレン等の22物質が特定悪臭物質として指定されています。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられ、また量や接触時間によっても感じ方が異なるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合があります。

亜硝酸性窒素

亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、地下水汚染の原因物質の一つです。肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。人に与える影響としては、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等が見られます。水道水の水質基準や河川などの公共水域について環境基準が設けられています。

アスベスト

石綿（せきめん）（いしわた）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物です。繊維が極めて細く、飛散して人が吸入し、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになっています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、スレート材、プレーキライニングやプレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られています。

【い】

硫黄酸化物（SOx）

主に二酸化硫黄（SO₂）や三酸化硫黄（SO₃）等の硫黄が酸化した物質の総称のことで、石炭、石油等の化石燃料の燃焼に伴い発生し、せきや呼吸困難、気管支炎等を起こすなど、呼吸器系にとって有害であるほかに、酸性雨の要因のひとつになっています。なお、二酸化硫黄については環境基準が定められています。

一酸化炭素（CO）

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には、窒息に至る場合もあります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。

インターロッキングブロック

道路の舗装に使われるブロックの一種です。このブロックを使った舗装は、雨水が地面にしみ込みやすく、都市型水害や地盤沈下を緩和する効果をもちます。

【う】

雨水浸透施設

雨水の地下浸透を図るための施設で、浸透柵、透水性舗装、浸透井、浸透トレンチなどがあります。

【え】

エコ・モビリティ

人の移動について広い視野からあらためて見つめなおし、環境に配慮しつつ、過度の自動車利用から公共交通や自転車等を適切に利用することです。

エコドライブ

省エネルギーや、二酸化炭素、大気汚染物質の排出削減のための運転技術です。アイドリングストップ、経済速度、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

Lden

時間帯補正等価騒音レベル（Day-Evening-Night Average Sound Level）のことで、昼間の時間帯よりも特に静穏が求められる夕方や夜間の時間帯においては、+5dbから+10dbの重みづけで算出される騒音の指標です。平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられています。

【お】

オープンガーデン

個人の庭を一般公開することです。

オープンスペース

市街地や住宅地等において建物が建っていない空間のうち、誰もが安心して利用できる、広場や公園、運動場等の空間のことです。

オゾン層

地表から20～25kmの上空にある、オゾンが高濃度に存在する大気層のことで、太陽からの紫外線のうち、特に生物に有害な波長をこの層で吸収しますが、最近では、南極をはじめ高・中緯度地域でもフロンガスなどの影響により、オゾン層の減少がみられています。オゾン層が破壊されると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されるため、オゾン層の破壊が地球環境問題として取り上げられています。

おんしつこうか 温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして、二酸化炭素やメタン、フロンガス等があげられます。

【か】

がいらいせいぶつ 外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を超えて、生息又は生育することとなる生物のことです。

外来生物の中には、生態系や農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがあり、問題となっています。

がつべいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂場等からの生活雑排水を併せて浄化処理する装置のことです。

かんきよ 管渠

管による水路のことです。

かんきよきじゆん 環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準のことです。行政上の目標として環境基本法第 16 条に基づき定められており、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染および騒音について環境基準が設定されています。

かんきよ 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる悪影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されています。

かんきよほぜんがたのうぎよう 環境保全型農業

自然環境に配慮しつつ生産性を維持するために、農業や化学肥料の使用を必要最小限に抑えた、環境にやさしい農業のことです。平成 6 年度（1994 年度）から農林水産省が本格的に推進し、ふん尿やその他の有機物質および緑肥作物を有効利用するなど、環境負荷を低減させる農業を実施しています。所沢を中心とした三富地区においても、雑木林の落葉を利用した堆肥づくりが行われており、有機農業のひとつの形態として環境保全型農業に位置づけられます。

かんきよ 環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を順守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。国際標準化機構（ISO）は平成 8 年（1996 年）に、環境管理のための規格として ISO14000 シリーズを制定し、「①環境保全に関する方針・目標等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す」一連の取組みを定めています。

かんきよ 環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのこ

とです。

【き】

きはつせいゆうきかごうぶつ 揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、キシレンなど多様多様な物質が含まれます。大気汚染を引き起こす浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成原因の一つです。

【か】

COOL CHOICE（クールチョイス）

2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26% 削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」促す国民運動のことです。

【け】

けんこうこうもく 健康項目

環境基本法に基づき人の健康の保護のために定められる環境基準で、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し、維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつです。カドミウム、シアン、ふっ素、ほう素等の 26 項目が定められています。

【こ】

こうかがく 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線的作用によって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成された酸化性物質の総称のことです。光化学オキシダントは、大気汚染項目のひとつとして環境基準が定められており、光化学スモッグの指標とされています。

こうかがく 光化学スモッグ

スモッグは、Smoke（煙）と Fog（霧）からの合成語で、大気中に存在する窒素酸化物、炭化水素等が紫外線としてオゾン層等の過酸化物（オキシダント）を生成し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを形成した時、これを光化学スモッグと呼んでいます。

こうじよう 工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場といいます。

コージェネレーションシステム

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称です。内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池で発電を行ってその際に発生する熱を利用する方法と蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行い、上記の一部を熱として利用する方法があります。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことです。

最終処分場

廃棄物を埋立処分するために必要な場所および施設・設備です。

産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、製造業など事業活動に伴い発生する燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、建築資材などの廃棄物、及び輸入された廃棄物の21種類が産業廃棄物として定められています。産業廃棄物を排出する事業者は、自らの責任で環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務があります。

酸性雨

硫酸化合物、窒素化合物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶け込み、強い酸性を示す雨のことです。通常 pH が 5.6 以下の雨のことですが、霧や雪あるいは乾性降水物を含めた広い意味で使われる場合もあります。酸性雨は森林の枯死や、湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因として地球環境問題のひとつになっています。

【し】

循環型農業

家畜排せつ物やおが粉、一般家庭等から出る生ごみなどの有機系廃棄物を堆肥化して農地に還元し、その農地で生産された農産物を再び消費するなどの、循環システムに根ざした農業のあり方のことです。

指針

環境基準を設定する必要はないものの、行政上の目標として設定されたものです。

次世代自動車（エコカー）

環境省による次世代自動車普及戦略に掲げられているガソリンハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、電気自動車、ディーゼルハイブリット自動車、ディーゼル代替天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車のことです。

市民の森

緑地の保護および市民の良好な生活環境を確保するため、昭和 57 年（1982 年）3 月に制定された「所沢市市民の森設置要綱」に基づき、指定・公開している雑木林のことです。今日までに、「荒幡富士市民の森」や「若狭山の神市民の森」、「若狭地蔵市民の森」、「牛沼市民の森」、「北秋津・上安松市民の森」の合計 5 箇所が指定され、多くの市民に利用されています。

樹園地

果樹園や茶畑、桑畑等の樹木を人工的に植えている緑地のことです。

硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。水道水の水質基準及び地下水や河川などの公共水域の水質の環境基準が設けられています。

親水空間

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる場所のことです。

浸透井

地中の透水層に達し、降雨を直接的に浸透させるための井戸のことです。

浸透トレンチ

地中に掘った溝の中に砕石を入れ、雨水をその中に導き、地中に浸透させる設備のことです。

森林（熱帯林）の減少

アジアやアフリカ、南アメリカの熱帯地方に分布している森林（熱帯林）が、近年、商業用資材や薪炭材としての伐採や焼き畑農業等により急激に失われている状況のことです。

【す】

水素イオン濃度（pH）

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のことであり、pH7 が中性、これより数値が低く 0 に近づくほど強い酸性を示し、これより数値が高く 14 に近づくほど強いアルカリ性を示します。

【せ】

生活環境項目

環境基本法（1993 年）に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の 2 つがあります。

生態系

ある地域に生息・生育する生物とそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのことです。生物は、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生物や大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環しています。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川や排水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標のひとつで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BOD の値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

せいぶつそう 生物相

特定の区域内に生息している生物の全種類のことです。

せいぶつたようせい 生物多様性

生物多様性は、人間の生存基盤として酸素供給や水資源供給などの役割のほか、食料や医薬品等の原材料を提供しています。また、芸術文化の対象となる等、精神面でも不可欠のものであり、さらに、人類だけでなく、進化および生物圏における生命保持機構の維持上も重要です。このため、多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていることが必要であり、また多様性は「遺伝子」「種」「生態系」の各レベルで確保される必要があります。

せいぶんかいせい 生分解性マルチフィルム

土の中に埋めると微生物によって水と二酸化炭素に分解される生分解性プラスチックを用いた農業資材のことです。

そうりようきせい 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるために、各工場・事業所に対して汚染（濁）物質の許容排出量を配分し、この量を基準に規制することです。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称のことです。ダイオキシン類は塩素の数や配置により200数十種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造などの各過程で非意図的に生成されます。

たんかすいそ 炭化水素(HC)

完全に燃やすと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称のことです。

【ち】

ちきゅうおんだんか 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や森林の保全等が必要です。

ちきゅうかんきょうもんだい 地球環境問題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林(特に熱帯林)の減少、野生生物種の減少、砂漠化のように、人の活動によって地球規模の環境に影響を及ぼす問題のことです。

ちさんちしょう 地産地消

「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉です。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送にともなうエネルギー資源の抑制などの効果が期待されます。生産者と消費者の顔の見える関係を大切に、地域の農業や農地を大

切にしようという考え方も含まれています。

ちっそさんかぶつ 窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO₂)等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質のひとつとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。なお、二酸化窒素については、環境基準が定められています。

【て】

ていこうがいしゃ 低公害車

クリーンエネルギー自動車ともよばれ、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、メタノール車、燃料電池自動車等が該当します。

ていそうおんぼそう 低騒音舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、走行時の騒音を低減する工法のことです。

デシベル

騒音レベルや振動レベルの単位で、電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた単位です。

てきおうさく 適応策

気候変動の影響により、すでに顕在化している農作物や健康等への被害を回避・軽減するための対策です。この適応策を推進するための「気候変動適応法」が平成30年6月に成立しました。

テトラクロロエチレン

主にドライクリーニング、金属部品の洗浄等に使用されている物質のことです。水質汚濁の原因物質であり、蒸気を吸収すると、めまいや頭痛が起こる他、肝臓・腎臓に障害を起こすこともあります。

【と】

とうすいせいぼそう 透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

どくせいとうりょう 毒性等量(TEQ)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造のちがいが等により様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

とくてい 特定フロン

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっている、5種類のフロンのことです。

トリクロロエチレン

主に有機塩素系溶剤で金属部品の洗浄や半導体の製造工程等で使用されている物質のことです。水質汚濁の原因物質であり、蒸気を吸入すると、めまいや頭痛が起こる他、肝臓・腎臓に障害を起こすこともあります。

【な】

75%値

BOD や COD の測定値を水質の良いものから順に並べたとき、75%目に当たる数値です。この値で BOD や COD の環境基準の適合状況を評価します。

【に】

二酸化硫黄 (SO₂)

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激性が強く、1～10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

二酸化炭素 (CO₂)

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素 (NO₂)

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻や喉の粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の、生長などにより成立した森林のことです。二次林にはクヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多くあります。

【は】

パートナーシップ

協働。市民、事業者、行政など、立場の異なる組織や人同士が、共通の目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。

排水基準

工場または事業所からの排水の規制を行うための基準のことで、水質汚濁防止法や地方自治体による独自の上乗せ条例により規定されています。カドミウムなどの有害物質項目や BOD などの生活環境項目ごとに定められています。

ハロン

臭素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。ハロンはオゾン層を破壊するため、ハロン 1211、1301、2402 の3種の化合物が平成5年（1993年）末に全廃されています。

【ひ】

ビオトープ

「生物」を意味する bio と「場所」意味する topos の合成語（ドイツ語）で、「生物の生息に適した場所」を意味します。植生豊かな水辺や雑木林等は多様な生物が

生息・生育するビオトープといえます。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息・生育環境という意味で用いられることもあります。

美観

周囲との調和を欠くような看板やごみ等がなく、清潔感や落ち着きを感じさせる美しい景色のことです。

【ふ】

フェロモントラップ

フェロモン剤を利用して害虫を誘引し、捕獲や殺虫する方法のことです。フェロモンとは、動物の体外に分泌されて、同種他個体に一定の行動や生理反応などを引き起こす物質の総称で、低濃度でも生物に反応を促し、しかも作用対象を限定できるため、農作物の安全な病害虫防除剤としての利用が期待されています。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に、液体や固体またはこれらの混合物として浮遊している 10 μ m (10⁻⁶m) 以下の粒子状物質のことです。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風などの自然現象によるものがあり、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器疾患などを起こす原因とされています。

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。無毒で化学的にも安定しているため冷蔵庫やクーラーの冷媒やスプレー噴霧剤、精密機器の洗浄剤として多く使われてきました。しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減のための取組みが進められています。

【へ】

ベンゼン

主に自動車排出ガスに含まれている物質のことで、有害大気汚染物質のひとつに挙げられています。

【ほ】

ホームエネルギー管理システム (HEMS)

エネルギー消費を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みのことです。

保存樹林

市街化区域及びその周辺地域で、良好な都市環境を維持するため、500 m²以上の樹林又は 25m 以上の生け垣について、保存すべき樹林として指定する制度です。

ホルムアルデヒド

常温では無色の可燃性の刺激性気体です。シックハウス症候群を引き起こす原因物質のひとつといわれ、平成14年1月には室内濃度の指針値 (48 μ g/m³、厚生労働省) が設定されました。さらに、平成14年7月の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められ、15年7月から法規制が行われています。

【ま】

まちなかみどり保全地区

緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保し、市民に憩いの場を提供するとともに、みどりを保護する思想の普及及び民有緑地の高度利用を図り、地域の模範となる緑地の維持及び管理を図るための制度。市街化区域内の樹林地が対象。

【め】

メタン

天然ガスの主成分です。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜のふん尿、下水汚泥などから発生します。温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで排出量が多く大きな温室効果をもたらしています。また単位量当たりの温室効果は二酸化炭素の約 20 倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられています。

めんできひょうか 面的評価

騒音測定地点をもとに、道路端から 50m の範囲に位置する個々の住居等の騒音レベルを、距離や建物によって減る騒音量を引く等によって推計し、環境基準値を超過（または、環境基準値以下）した住居等の戸数及び割合を算出します。

【も】

もくしつか 木質化

天井、床、壁等の内装や外壁等に木材を用いること。

【ゆ】

ゆうがいかかくぶっしつ 有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称です。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などで指定されたものは有害化学物質といえます。

ゆうがいちやうじゆう 有害鳥獣

農林水産業などに被害を与えたり、被害を与えるおそれがある野生鳥獣を指します。野生の鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となります。

ゆうがいぶっしつ 有害物質

人の健康被害を起こすおそれがある物質として、「大気汚染防止法」で 5 項目、「水質汚濁防止法」で 23 項目が定められています。カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、チウラム、シマジン等の農薬類等があげられます。

ユニバーサルデザイン

「基本的人権の尊重」を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人

が心豊かに暮らせるような社会を創っていかうとする考え方で、1990 年代の初頭、元ノースカロライナ州立大学のロン・メイス教授が提唱し、その後、先進諸国に広がりました。

ユニバーサルデザインには、施設、物（製品）、環境などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたっています。

なお、本市では平成 20 年 3 月に「ユニバーサルデザイン推進基本方針」を策定し、全庁的に取組を進めています。

【よ】

ようゆう 溶融スラグ

焼却後の灰などを概ね 1,200°C 以上で高温処理したもので、ガラス状の固形物（スラグ）です。

【り】

リサイクル

不用となったものを新しい製品の原料あるいは材料として再生利用することです。ごみ問題を解決する手段として、リサイクル（Recycle）のほか、極力ごみを出さないようにするリデュース（Reduce）、繰り返し使うリユース（Reuse）があり、これらを合わせて 3R といいます。

リスクコミュニケーション

リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

所沢市マチごとエコタウン推進計画 重点実施計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
				2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
低炭素 (1)	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率	%	増加	0 (2013年)	20.2	21.9	23.6	25.3	26.9
					67.40				
					○				
低炭素 (2)	(株)ところざわ未来電力の 市域への電力供給規模	kW	増加	0	28,000	33,000	38,000	43,000	43,000
					19,113				
					×				
低炭素 (3)	低炭素住宅の認定件数	件	増加	29	42	54	66	78	90
					23				
					×				
低炭素 (4)	市内の熱中症による 救急搬送者数	人	減少	130	125	120	115	110	105
					225				
					×				
みどり (1)	新たなみどりの 確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0
					85.5				
					○				
みどり (2)	保全管理計画が策定された 緑地の数	箇所	増加	2	3	3	4	4	5
					4				
					○				
みどり (3)	市街化区域内に新たに指定した 地域制緑地の累計面積	ha	増加	0	↗	↗	↗	↗	0.5
					0.68				
					○				
みどり (4)	みどりとふれあう イベントの参加者数	人	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855				
					×				
資源 (1)	市民1人当たりのごみ排出量	g / 人・日	減少	580.0	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6
					583.1				
					×				
資源 (2)	焼却処理率	%	減少	77.2	75.0	74.5	74.0	73.5	73.0
					77.6				
					×				
資源 (3)	ごみ焼却発電による 電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100
					91.9				
					○				
協働 (1)	環境推進員が関わる活動に 対する総参加者数	人	増加	56,000	56,560	57,120	57,680	58,240	58,800
					54,627				
					×				
協働 (2)	環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上				
					169,236				
					○				
協働 (3)	市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点	点	増加	23	基準値以上				
					23.0				
					○				

※↗は最終年度目標に向かって増加させていくことを意味しています。

所沢市マチごとエコタウン推進計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
				2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
1	地域における温室効果ガス排出量の削減率	%	増加	0 (2013年)	7.6	9.3	11.0	12.7	14.4	22.9
					15.1					
					○					
2	再生可能エネルギー設備の総出力	MW	増加	35.3	37.7	38.9	40.1	41.3	42.5	48.5
					37.4					
					×					
3	みどりとふれあうイベントの参加者数	人	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855					
					×					
4	みどりのパートナーの登録者数	人	増加	1,368	1,395	1,400	1,405	1,410	1,415	1,440
					1,410					
					○					
5	新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0	110
					85.5					
					○					
6	市民1人当たりのごみ排出量	g / 人・日	減少	580	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6	572
					583.1					
					×					
7	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100	100
					91.9					
					○					
8	不法投棄物量	t	減少	26.0	25.2	24.8	24.4	24.0	23.6	21.6
					21.9					
					○					
9	大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100					
					○					
10	水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100					
					○					
11	土壌汚染拡散防止率	%	増加	87.0	基準値以上					基準値以上
					91.0					
					○					
12	苦情相談解決率	%	増加	93.2	基準値以上					基準値以上
					80.9					
					×					
13	化学物質排出量	t	減少	26.5	基準値以下					基準値以下
					22.6					
					○					
14	住宅・住環境に関する施策の満足度	%	増加	—	66	66.5	67	67.5	68	70
					67.9					
					○					
15	市民1人当たりの公園面積(オープンスペースの確保)	m ² / 人	増加	4.11	4.15	4.19	4.23	4.27	4.32	4.61
					4.13					
					×					
16	環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上					基準値以上
					169,236					
					○					
17	市ホームページ及びSNSによる環境情報の発信件数	件	増加	1,420	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	3,600
					1,380					
					×					

所沢市の環境 令和2年度版

発行 所 沢 市

編集 環境クリーン部環境政策課

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

電 話 04-2998-9133

FAX 04-2998-9394

電子メール アドレス

a9133@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市ホームページ

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/index.html>



未来と

子ども達のために

いま、選ぼう。



マチごとエコタウン
TOKOROZAWA